

令和8年度 第1回 介護保険事業者連絡会次第

令和8年4月23日（木） 16時00分～17時00分

於：飯田文化会館 1階展示室

1 開会

2 連絡・報告事項等

- (1) 「ツアー・オブ・ジャパン2026」の開催について（ツーリズム振興室）
- (2) 南信州広域連合地域医療福祉連携課の関連事業「介護のしごと相談会」等について（南信州広域連合）
- (3) 令和8年度 長寿支援課の事務分担について（長寿支援課）
- (4) 在宅福祉サービスについて（長寿支援係）
- (5) 原案作成委託料支払業務委託開始に伴う変更点について（基幹包括支援センター係）
- (6) 第10期介護保険事業計画期間中の介護保険施設整備等の意向調査について（介護保険係）
- (7) 令和8年度介護職員等処遇改善加算に係る体制届の提出について（介護保険係）
- (8) 事業所のメールの届出について（介護保険係）
- (9) 休日・時間外における文書の收受について（介護認定支援係）
- (10) 介護人材確保に係る各種補助金について（介護人材確保担当）
- (11) 介護人材確保に係る事業所アンケート調査の実施について（介護人材確保担当）
- (12) 【長野県】長野県介護・障がい福祉生産性向上総合相談センターについて
- (13) 【長野県】長野県介護分野の職員の賃上げ等支援事業補助金計画書の提出について
- (14) 【長野県】熱中症予防の普及啓発・注意喚起について
- (15) 【長野県】LIFE の厚生労働省から公益社団法人国民保険中央会への移管に伴い事業所・施設で必要な対応について
- (16) 令和8年度市民後見人養成講座について（いいだ成年後見支援センター）

3 事業者からのお知らせ（敬称略）

4 その他

5 閉会

◆次回以降の連絡会：

○令和8年5月21日（木） 飯田文化会館 1階 展示室
午後4時～

○令和8年6月18日（木） 飯田文化会館 1階 展示室
午後4時～

1 「ツアー・オブ・ジャパン 2026」の開催について（ツーリズム振興室）

【別紙1】 ツアー・オブ・ジャパン 2026 綿半信州飯田ステージへのご協力について（依頼）

【問合せ先】

飯田市 産業経済部 ツーリズム振興室
電話 0265-22-4852 FAX 0265-22-4567

2 南信州広域連合地域医療福祉連携課の関連事業「介護のしごと相談会」等について（南信州広域連合）

【別紙2】 南信州広域連合地域医療福祉連携課の関連事業について

【問合せ先】

南信州広域連合 地域医療福祉連携課 医療福祉連携係
電話 0265-53-6088 FAX 0265-21-5188

3 令和8年度 長寿支援課の事務分担について（長寿支援課）

【別紙3】 令和8年度 長寿支援課の事務分担

【問合せ先】

飯田市 福祉部 長寿支援課 長寿支援係
電話 0265-22-4511（内線 5751）

4 在宅福祉サービスについて（長寿支援係）

【別紙4】 飯田市在宅福祉サービス事業の内容及び利用方法 等

【問合せ先】

飯田市 福祉部 長寿支援課 長寿支援係
電話 0265-22-4511（内線 5754）

5 原案作成委託料支払業務委託開始に伴う変更点について（基幹包括支援センター係）

【別紙5】 長野県国民健康保険団体連合会への原案作成委託料支払業務委託について

【問合せ先】

飯田市 福祉部 長寿支援課 基幹包括支援センター係
電話 0265-22-4511（内線 5757）

6 第10期介護保険事業計画期間中の介護保険施設整備等の意向調査について（介護保険係）

【別紙6】第10期介護保険事業計画期間中の介護保険施設整備等の意向調査

飯田市では、今年度第10期介護保険事業計画（令和9年度～令和11年度）の策定に取り組みます。計画策定の参考とするために、令和9年4月から令和12年3月までの間に、市内で次の介護保険施設等を新たに開設、既存施設の増床、減床又は転換を行う意向のある法人の調査を実施します。

意向のある法人は、介護保険施設整備等の意向調査書を長寿支援課へご提出ください。

なお、この調査は、介護保険事業計画策定の参考とするために実施するものであり、第10期介護保険事業計画における飯田市内の施設整備等の計画は現時点では決まっています。

今後、介護給付費の見込みや介護保険料の試算などから総合的に判断して決定しますので、整備等を確約するものではありません。

この件については、広報いいた5月1号及び飯田市ウェブサイトに掲載します。

※ウェブサイトID：71516

(1) 対象施設種別等

- | | |
|----------------|-------------------|
| ・介護老人福祉施設 | ・介護老人保健施設 |
| ・介護医療院 | ・特定施設入居者生活介護 |
| ・地域密着型介護老人福祉施設 | ・認知症対応型共同生活介護 |
| ・小規模多機能型居宅介護 | ・地域密着型特定施設入居者生活介護 |

(2) 提出書類

第10期介護保険事業計画期間中の介護保険施設整備等の意向調査書

(3) 提出期限

令和8年5月29日（金）必着

(4) 提出先

飯田市長寿支援課介護保険係（郵送、電子メール可）

〒395-8501 飯田市大久保町2534

電子メール：kaigohoken@city.iida.nagano.jp

【問合せ先】

飯田市 福祉部 長寿支援課 介護保険係

電話 0265-22-4511（内線 5761）

7 令和8年度介護職員等処遇改善加算に係る介護給付費算定に係る体制届出書の提出について<3月事業者連絡会事項一部再掲>（介護保険係）

【別紙7-1】<長野県通知>令和8年度介護職員等処遇改善加算に係る処遇改善計画書の提出について（通知）

【別紙7-2】<飯田市通知>令和8年度介護職員等処遇改善加算に係る計画書及び体制届の提出について（4月7日訂正）

- (1) 令和8年6月から新規に処遇改善加算の算定が可能となるサービス種別
- ・訪問看護
 - ・訪問リハビリテーション
 - ・居宅介護支援
 - ・介護予防支援
- (2) 「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」の提出期限
令和8年6月15日(月)
※令和8年6月に加算が新設される事業所のみ(法人)の提出期限です。
※詳細は、県又は市の通知をご確認ください。
- (3) 提出方法
- ア 県指定のサービス種別
ながの電子申請サービス(郵送、メール、FAX不可)
 - イ 市指定のサービス種別
電子申請・届出システム、窓口提出、郵送、メール

【問合せ先】

(制度内容に関すること)

介護職員等処遇改善加算等 厚生労働省コールセンター
電話 050-3733-0222 (受付時間: 9:00~18:00 (土日含む))

(長野県への申請に関すること)

長野県 健康福祉部 介護支援課 サービス係
電話 026-235-7121 (直通)

(飯田市への申請に関すること)

飯田市 福祉部 長寿支援課 介護保険係
電話 0265-22-4511 (内線 5761)

8 事業所のメールの届出について (介護保険係)

【別紙8】電子メールのアドレス登録について

飯田市からの通知と介護保険に関する情報提供について迅速な事務処理を行うため、事業者の皆様には可能な限り電子メールのアドレス登録をお願いいたします。

新たに登録いただける事業者は、別紙4の1~7の事項を、長寿支援課の代表アドレスあて、メールで送信してください。

既に登録いただいている事業所は、連絡不要です。

【問合せ先】

飯田市 福祉部 長寿支援課 介護保険係
電話 0265-22-4511 (内線 5761)
電子メール: kaigohoken@city.iida.nagano.jp

9 休日・時間外における文書の収受について（介護認定支援係）

【別紙 9】 休日・時間外における文書の収受について

【問合せ先】

飯田市 福祉部 長寿支援課 介護認定支援係
電話 0265-22-4511（内線 5768）

10 介護人材確保に係る各種補助金について（介護人材確保担当）

【別紙 10】 介護人材確保に係る各種補助金について

【問合せ先】

飯田市 福祉部 長寿支援課 介護人材確保担当
電話 0265-22-4511（内線 5766）

11 介護人材確保に係る事業所アンケート調査の実施について（介護人材確保担当）

介護保険事業所の人材の現状等を把握し、第 10 期介護保険事業計画に向けて、飯田市が取り組むべき施策の検討資料とするため、下記のとおりアンケート調査を実施する予定です。

1 調査対象

市内介護保険事業所（ただし、福祉用具貸与、特定福祉用具販売を除く）

2 調査方法

調査対象事業所宛に 4 月下旬を目途に調査回答票等をメールにて送信し、回答後、長寿支援課宛にメールにて回答願います。

3 提出期限

5 月下旬

【問合せ先】

飯田市 福祉部 長寿支援課 介護人材確保担当
電話 0265-22-4511（内線 5766）

12 【長野県】長野県介護・障がい福祉生産性向上総合相談センターについて

【別紙 11】 長野県介護・障がい福祉生産性向上総合相談センター

【問合せ先】

（公財）介護労働安定センター長野支部
電話 026-232-0898 FAX 026-232-0906

13 【長野県】長野県介護分野の職員の賃上げ等支援事業補助金について

【別紙 12】長野県介護分野の職員の賃上げ等支援事業補助金に係る計画書の提出について

【問合せ先】

【介護分野における賃上げ等及びサービス継続支援事業実施業務】事務局
電話 050-3816-4139（受付時間：9:00～17:00（土日祝日年末年始除く））

14 【長野県】熱中症対策のための高齢者への見守り・声かけについて（協力依頼）

【別紙 13】熱中症対策のための高齢者への見守り・声かけについて（協力依頼）

【問合せ先】

長野県健康福祉部介護支援課施設係
電話 026-235-7113

15 【長野県】LIFE の厚生労働省から公益社団法人国民保険中央会への移管に伴い事業所・施設で必要な対応について

【別紙 14】LIFE の厚生労働省から公益社団法人国民保険中央会への移管に伴い事業所・施設で必要な対応について

【問合せ先】

<本事務連絡全般>

厚労省運用 LIFE ヘルプデスク

<https://life-web.mhlw.go.jp/common-inquiry>

<移行作業後の事業所・施設、令和8年8月1日以降>

国保中央会運用 LIFE ヘルプデスク

<https://top.life-kkh.jp/common-inquiry>

16 令和8年度市民後見人養成講座について（いいだ成年後見支援センター）

【別紙 15】令和8年度市民後見人養成講座

【問合せ先】

飯田市社会福祉協議会 いいだ成年後見支援センター
電話 0265-53-3187

8TOJ信第38号
令和8年4月23日

各位

ツアー・オブ・ジャパン信州飯田ステージ実行委員会
委員長 福島 晋一

ツアー・オブ・ジャパン 2026 綿半信州飯田ステージへのご協力について（依頼）

春暖の候、貴社におかれましては益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、当地域での開催も19回目を数え、飯田の地が、国際大会を開催できるまちとして、
迫力ある自転車レースの様子がインターネットを通じて全世界に発信されています。

つきましては、今年度も飯田を発信する絶好の機会と捉え、ツアー・オブ・ジャパンの
成功に向けて準備を進めており、下記のとおり交通規制を行いますので、ご協力を賜りま
すようお願い申し上げます。

記

- 1 日時 大会当日 2026年5月28日（木）
※前々日、前日の規制あり（下記およびチラシ参照）

2 交通規制

(1) 下久堅地区

- | | |
|-----------------------|-----------------|
| ○スタート（下久堅小学校グラウンド前） | 9時00分～10時30分頃 |
| ○周回コース | 9時20分～14時20分頃 |
| ○フィニッシュ（下久堅小学校グラウンド前） | 12時30分頃～14時20分頃 |

(2) 東野地区 錦町1丁目シルクホテル前

- | | |
|-----------|---------------|
| ○5月26日（火） | 15時30分～19時00分 |
| ○5月27日（水） | 5時00分～10時00分 |
| ○5月27日（水） | 12時00分～18時00分 |
| ○5月28日（木） | 5時30分～9時00分 |

※ 別添チラシをご参照ください。

ツアー・オブ・ジャパン信州飯田ステージ実行委員会
事務局：飯田市ツーリズム振興室ツーリズム振興係
担当：湯澤、田中、坪井
Tel.0265-22-4852 Fax.0265-22-4567
E-mail:tourism@city.iida.nagano.jp



2026 綿半信州飯田ステージ

綿半信州飯田ステージは「TEAM UKYO」を応援します

「TEAM UKYO」代表片山右京氏からのメッセージ

「いつもTEAM UKYO を応援いただきありがとうございます！昨年の綿半信州飯田ステージでは、飯田市の皆さまの熱い応援のおかげでステージ優勝を達成することができました。綿半信州飯田ステージは総合優勝を狙う上で非常に重要なステージです。今年もステージ優勝、更には総合優勝を目指してまいりますので、より一層のご声援をよろしくお願いいたします！」



5/28 木

当日は、**TEAM UKYO** 応援グッズの販売があります！



フルステージで競う UCI公認国際自転車ロードレース!!

●ステージ開催日程

- 5月24日 日 チャリ・ロト壱ステージ 2.6km
 - 5月25日 月 JPF 京都ステージ 103.6km
 - 5月26日 火 いなべステージ 127.0km
 - 5月27日 水 Astemo 大鹿ステージ 11.4km
 - 5月28日 木 綿半 信州飯田ステージ 120.9km
下久堅小学校グラウンド前10:00スタート→
→下久堅周回コース→下久堅小学校グラウンド前
 - 5月29日 金 スルガ銀行 富士山ステージ 62.1km
 - 5月30日 土 AMANO 相模原ステージ 107.5km
 - 5月31日 日 SPEEDチャンネル 東京ステージ 104.0km
- 総走行距離 639.1km

※総走行距離にバレード走行の距離は含まれません。



当日は
交通規制が
あります
裏面参照

世界の強豪が信州飯田にやって来る!

- 主催 自転車月間推進協議会
- 主管 ツアー・オブ・ジャパン組織委員会[事務局:(一財)日本自転車普及協会]
- 競技主管 (公財)日本自転車競技連盟
- 後援 自転車活用推進議員連盟/自転車活用推進本部/内閣府/総務省/文部科学省/経済産業省/国土交通省/消費者庁/東京都/品川区/大阪府三重県/長野県/静岡県/神奈川県/(公財)JKA/健康日本21 推進全国連絡協議会
- 協力 堺市/京都府/京田辺市/精華町/いなべ市/大鹿村(長野県下伊那郡)飯田市/小山町(静岡県駿東郡)/相模原市/東京港埠頭株式会社



このチラシは、競輪の補助金により作成しました。

<https://jka-cycle.jp>



ステージ公式サイト



ステージ観戦応援隊

●ツアー・オブ・ジャパンについて

ツアー・オブ・ジャパン事務局
Email: tojinfo@jifu.jp <https://www.toj.co.jp/>

●綿半信州飯田ステージについて

信州飯田ステージ組織委員会事務局
TEL.0265-22-4852 (飯田市ツーリズム振興室)

- 協賛企業
- 綿半グループ 旭松食品株式会社 飯田信用金庫 株式会社お菓子のシアワセドー 木下建設株式会社
 クロダ精機株式会社 小池建設株式会社 シチズン時計マニファクチャリング株式会社 信濃毎日新聞社
 多摩川精機株式会社 テレネット株式会社 天恵製菓株式会社 夏目光学株式会社 株式会社NEXAS
 丸西産業株式会社 株式会社マルヒ ミナト光学工業株式会社 株式会社ミナミ JAみなみ信州
 勝間田建設株式会社 株式会社カリス 株式会社東洋 吉川建設株式会社 アップルキャブ 喜久水酒造株式会社 神稲建設株式会社
 株式会社週休いつか 株式会社八十二長野銀行 有限会社はと錦 アイホールいとう



【ツアー・オブ・ジャパンとは】
1982年から1995年まで開催された「国際サイクルロードレース」を継承する国内最大規模の自転車レース。
1996年にUCI(国際自転車競技連合)にステージレースとして公認されました。国内外のUCIプロチームが参戦し、よりハイレベルな競技展開が期待されます。

【ステージレースとは】
街から街へと闘いの舞台を変えながら争われる自転車の長距離競技で、代表格は世界最大の自転車レース「ツール・ド・フランス」。順位は各ステージの合計タイムにより決まります。参加単位は「チーム」であり、チームのエースを個人総合優勝に導くためにも、チームプレイが重要な要素となります。

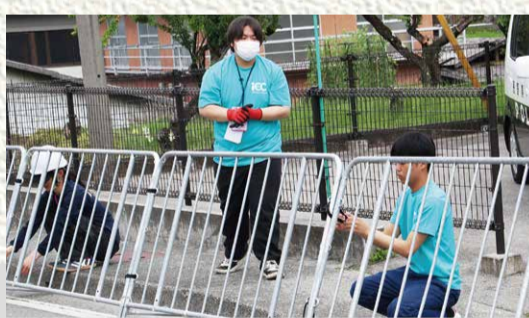
【地域密着型レースを目指します】
2016年大会から、ステージごとに「ホームチーム」を決め、地域の皆さんに応援してもらいようになりました。
全8ステージで、国内の参加チームをそれぞれ応援します。綿半信州飯田ステージは「TEAM UKYO」を応援します。

コース図



【交通規制】錦町1丁目シルクホテル前

- 5月26日(火)…15:30~19:00
- 5月27日(水)…5:00~10:00
- 5月27日(水)…12:00~18:00
- 5月28日(木)…5:30~9:00



※飯田コアカレッジの学生にボランティアスタッフとして協力いただいています。

大会映像はYouTube
ツアー・オブ・ジャパン公式チャンネル
「BPAJ ch」でライブストリーミング配信



飯田ケーブルテレビで
生中継! (地デジ11ch)

いいだFM (76.3MHz)
で生中継!

交通規制のお知らせ

5/28木

- 【交通規制にご協力をお願いします】**
- 周回コースは全面交通規制を行いますので、一般車両の通行はできません。
 - 周回コースを横断することなく、くぐり抜けられる道があります。ただし、道幅が狭いため通行の際はご注意ください。(※大型車不可)
- 【観戦するときは】**
- 96名の選手と一緒にチームカーをはじめ大会関係車両約30台が走行しています。沿道で観戦する際は、安全な場所で観戦するとともに、絶対にレースの妨げにならないようにしてください。
 - トイレは、下久堅公民館、柿野沢区民センター、風の学舎、下虎岩公民館のいずれかをご利用ください。

【駐車場】

駐車場	備考
松尾総合運動場駐車場	係員の指示にしたがって駐車してください。
天竜グラウンド	雨天の場合は使用できません。
松尾浄化管理センター	係員の指示にしたがって駐車してください。
下久堅運動場	周回コースまで徒歩で5分ほどかかります。
下久堅親水公園マレットゴルフ場	交通規制中は絶対に車両での移動が出来ません。交通規制が始まる前までに駐車してください。

周回コースに囲まれた下久堅地区内で観戦する場合は、交通規制の内容を十分ご理解の上ご協力をお願いします。

南信州広域連合地域医療福祉連携課の関連事業について**1 介護のしごと相談会のご案内 (P2)**

- ・ 第 1 回 令和 8 年 6 月 27 日 (土)
10 : 00 ~ 12 : 00 13 : 00 ~ 15 : 00
エス・バード A 棟 2 階 ホール

- ・ 第 2 回 令和 8 年 12 月 19 日 (土)
10 : 00 ~ 12 : 00 13 : 00 ~ 15 : 00
エス・バード A 棟 2 階 ホール

2 飯田下伊那診療情報連携システム[ism-Link]のご案内 (P6)

- ・ 令和 6 年度の実績データを提供します。(令和 7 年度分は作成中)
- ・ 参加希望がありましたら申請様式をご提出ください。
専用ホームページ <https://ism-link.minami.nagano.jp/form/>
- ・ 利用料はかかりません。(広域連合、飯田医師会等が負担)

3 看護補助業務教育の DX 化アンケートの協力依頼 (P10)

- ・ 介護職員にも活用できる可能性を調査する目的で、アンケートの協力依頼がありました。
- ・ 回答できる部分のみで結構ですので、入所施設の方にご協力いただければ幸いです。(任意です)

4 南信州地域合同ケアカンファレンスの検討事例に係る資料の提供 (P15)

- 年 4 回実施 (令和 7 年度は通算第 15 回 ~ 第 18 回)
資料を飯田市ホームページに掲載したので、参考にご活用ください。

令和8年度 第1回「介護のしごと相談会」開催要領

1 目的

高齢者及び障がい者の介護に関わる仕事に興味を持っている人と、事業所とのマッチング機会を提供し、一人でも多くの介護人材確保につなげることを目的とする。

2 主催等

主催：南信州広域連合（南信州在宅医療・介護連携推進協議会）

協力：ハローワーク飯田、長野県社会福祉協議会福祉人材センター、
飯伊圏域介護保険事業者連絡協議会

3 事業概要

(1) 開催日時

令和8年6月27日（土） ①10:00～12:00 ②13:00～15:00

(2) 会場

エス・バード ホール（A棟2階）

(3) 参加対象者

ア 出展事業所

- ・対象：圏域内の高齢者及び障がい者の介護に関わる事業所・施設
- ・出展ブース数：最大25を目途（先着順）
- ・募集方法：出展事業所募集要項に基づき、事前申し込み
- ・協力団体：県社協福祉人材センター、ハローワーク（別途ブースにて参加予定）

イ 来場者（予約不要）

- ・介護に関わる仕事に就労を目指している方
- ・介護の仕事に関心のある方（一般、学生、保護者 等）

(4) 内容

ア しごと相談

- ・事業所ブースにて、来場者の求めに応じ職務内容や職場環境などを説明
- ・当日来場できない方には事前予約により Zoom で相談対応（Zoom 環境は主催者が用意）

イ パンフレット出展

ブース出展事業所及び、ブース出展のない希望事業所

(5) 参加費

無料（ブース出展事業所、来場者とも）

4 広報

- ・学校、公共施設、介護施設、ハローワーク等にチラシ配付
- ・市町村の広報紙に掲載（広報紙5月号又は6月号）
- ・南信州広域連合広報紙6月号に掲載
- ・南信州広域連合ホームページに掲載
- ・メディア関係社へのプレスリリース

5 問合せ

〒395-0003 飯田市上郷別府 3338-8 はにかむべーすA棟

南信州広域連合 地域医療福祉連携課

Tel : 0265-53-6088 Fax : 0265-21-5188

E-mail : iryou-renkei@minami.nagano.jp

令和8年度 第1回「介護のしごと相談会」参加事業所募集要項

1 開催日時及び会場

令和8年6月27日(土) ①10:00～12:00 ②13:00～15:00
エス・バード ホール (A棟2階)

2 参加事業所の募集

(1) 参加資格

- ア 南信州圏域に所在し、高齢者または障がい者にサービスを提供している事業所
- イ 上記以外で、広域連合長が「介護のしごと相談会」の参加を適当と認めた事業所

(2) 参加申込

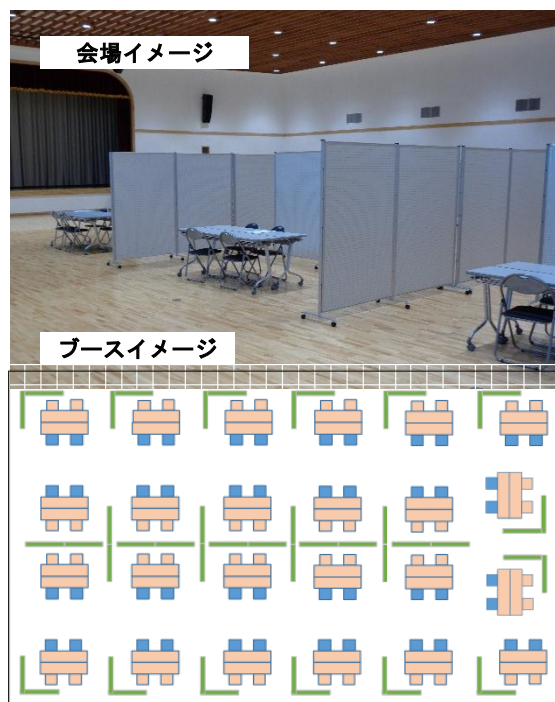
- ・申込方法：「参加申込書(様式1)」に必要事項を記入し、事務局にご提出ください。
FAX:0265-21-5188 E-mail:iryu-renkei@minami.nagano.jp
※参加申込書は南信州広域連合のホームページからダウンロードできます。
- ・申込期限：令和8年5月15日(金)
- ・事業所数：先着順に最大25事業所といたします。

(3) 留意事項

- ・同一法人で複数事業所の申込みをいただくことは可能ですが、申込み多数の場合は、1法人1ブースに調整させていただく場合があります。
- ・ブース配置については事務局に一任いただきますのでご了承ください。
- ・参加は終日(開催日程の①及び②の両時間帯)を原則としますが、申込書にて事前申請があった場合に限り①、②いずれかのみ参加を認めます。
- ・参加事業所には、開催前に細部についてご案内いたします。

(4) パンフレット出展

- ・開催日には会場にパンフレットの配架コーナーを設置しますのでご活用ください。
配置部数は事業所においてご判断ください。
(参考：過去の来場者数は20～30人)
- ・パンフレット出展のみ希望される場合は、当日、会場に資料を持ち込んでください。



3 問合せ

〒395-0003 飯田市上郷別府 3338-8 はにかむベースA棟
南信州広域連合 地域医療福祉連携課
Tel : 0265-53-6088 Fax : 0265-21-5188
E-mail : iryou-renkei@minami.nagano.jp

お申し込みはFAXまたはメールでお願いします。
 FAX：0265-21-5188
 E-mail：iryu-renkei@minami.nagano.jp

(様式1)

申込期限：令和8年5月15日(金)

広域連合事務局地域医療福祉連携課 宛

令和8年度第1回「介護のしごと相談会」参加申込書

令和8年6月27日(土)開催

以下のとおり参加を申し込みます。

法人名	
参加事業所名	
住所	〒
サービスの種類 ※記載上の留意事項 ・複数ある場合は参加を希望するサービスの優先度順に1、2…と記入してください。 (例：①特養 ②短期入所) ・応募多数の場合、業種により調整させていただきます。	高齢者福祉 特養 ・ 短期入所(ショートステイ) ・ 老健 ・ グループホーム ケアハウス ・ サ高住 ・ 通所介護(デイサービス) 訪問介護(ホームヘルプ) ・ 訪問看護 ・ 訪問入浴 その他() 障がい者福祉 施設入所支援 ・ 生活介護 ・ 短期入所(ショートステイ) 居宅介護(ホームヘルプ) ・ 自立訓練 ・ 就労継続支援 共同生活援助(グループホーム) ・ 地域活動支援センター その他()
申込担当者の職・氏名	
連絡先	TEL： - - FAX： - - E-mail：
(相談会当日の参加者) 責任者氏名・参加予定人数	責任者 _____ 人
PRポイント (最大3点を端的に) 広域連合ホームページ、及び当日配布の参加事業所一覧等に掲載します。	① _____ ② _____ ③ _____
出展希望時間 (原則終日でお願いします)	<input type="checkbox"/> 終日(10:00~12:00、13:00~15:00) <input type="checkbox"/> 午前のみ(10:00~12:00) <input type="checkbox"/> 午後のみ(13:00~15:00)
事務局宛通信欄	

※ この様式は南信州広域連合ホームページに掲載してあります。

南信州広域連合 地域医療福祉連携課 医療福祉連携係
 TEL：0265-53-6088 / FAX：0265-21-5188
 E-mail：iryu-renkei@minami.nagano.jp

令和8年度 南信州「介護のしごと相談会」出展事業所を募集します。

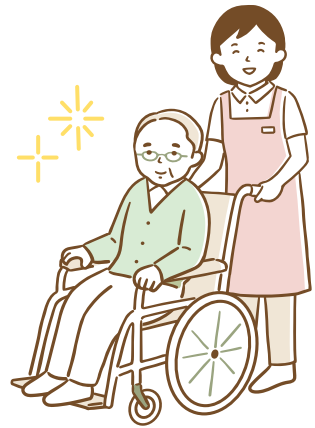
申込期限: **5月15日(金)**

(南信州広域連合事務局)

あなたの力が誰かのためになる

介護のしごと 相談会

介護事業所・障がい者事業所への就職を希望する方、
高齢者や障がい者に対する介護の仕事に興味を
お持ちの方、資格や経験のない方も
お気軽にお越しください。



参加
無料

入退場
自由

申込
不要

服装
自由

履歴書
不要

当日会場へ
お越しになれない方には
遠隔相談(ビデオ通話)
による対応も行います。

令和8年

6月27日(土)

10:00~12:00

13:00~15:00

会場

エス・バード

(旧飯田工業高校)

ホール(A棟2階)

飯田市座光寺3349-1

参加事業所は、

飯田下伊那地域内の

最大25施設を予定

ハローワーク、長野県社協福祉
人材センターのブースもあります。

- ※雇用保険求職活動の実績対象となります。
- ※就職面接ではありませんので、リクルートスーツの着用や履歴書の持参は不要です。
- ※介護系現場の感染症予防への取組にご理解とご協力をお願いします。



飯田下伊那診療情報連携システム[ism-Link]の概要

経過

飯田下伊那診療情報連携システム[ism-Link]は、平成21（2009）年度に導入され、平成23

（2011）年12月に情報開示6病院を中心に運用を開始した。その後、診療所、歯科診療所、調剤薬局、訪問看護ステーション、介護関係事業所が加わり、令和7年3月末現在、278施設が参加施設として登録している。

ism-Linkとは、飯田の [i]、下伊那の [s]、medical（医療）の [m]、それぞれの異なる施設間の医療情報を結びつける意味の [Link] を使った造語で、当圏域では地域医療情報連携ネットワークサービスの「ID-Link」に「ism-Link」という愛称をつけて活用している。

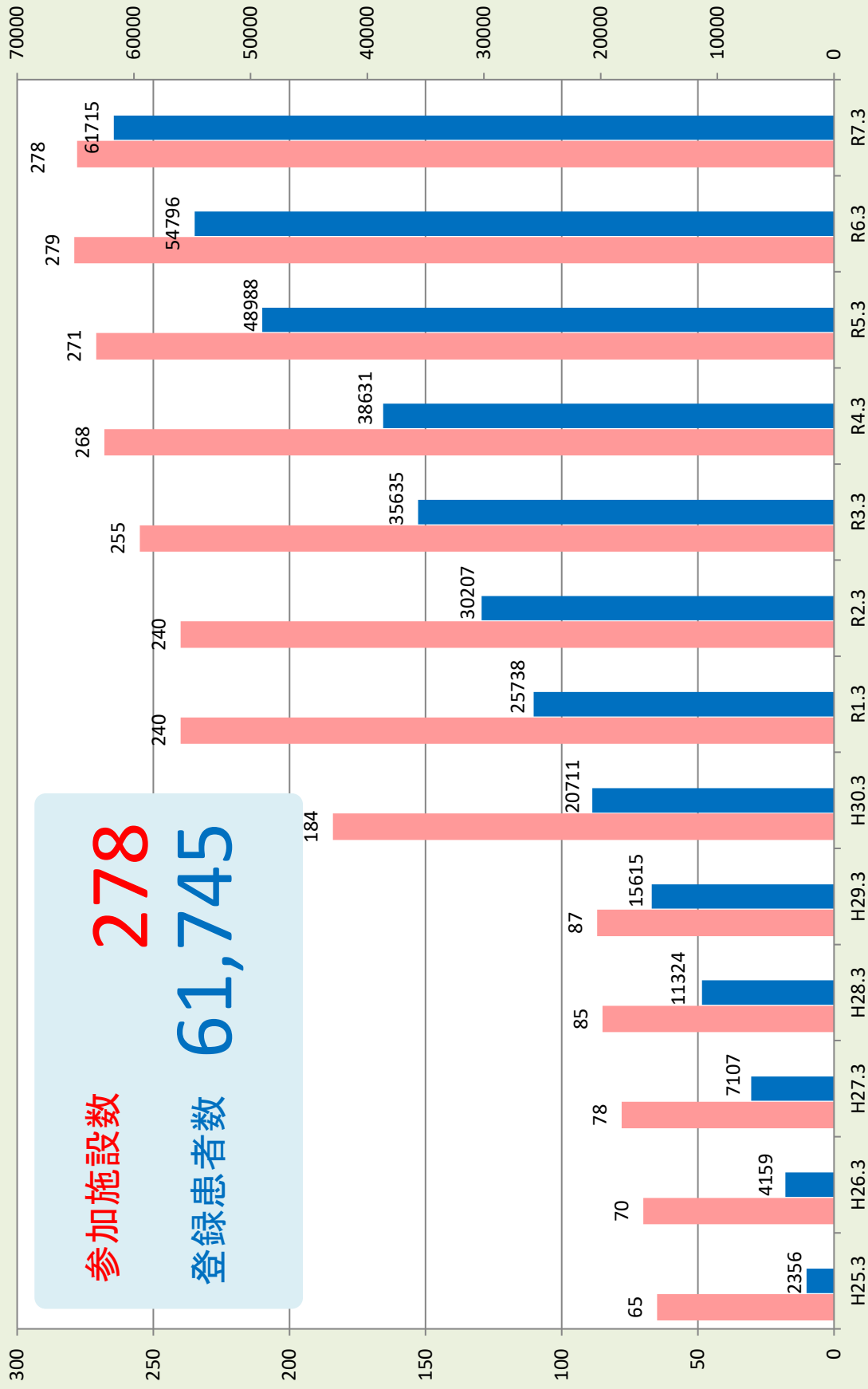
役割

地域医療情報連携ネットワークサービスは、全国的に約20年前から取り組みが開始され、全国で約280のサービスが提供されている。ism-Linkは、医療情報を南信州の参加施設間で共有することと、質の高い医療の提供、投薬や検査の重複回避、救急医療対応などに寄与するとともに、医療介護連携を推進し、地域包括ケアシステムの構築や住民福祉向上の一翼を担っている。

地域医療情報連携ネットワークサービスの将来

厚生労働省が構築に取り組んでいる「全国医療情報プラットフォーム」は、医療情報を集約して共有する点で「地域医療情報連携ネットワークサービス」と似かよっている。しかしながら、現状では画像や医師・看護記録は共有できないとされるため、両者の共存が必要との見解があり、次回のシステム更新（令和12年度）に向けて、動向を注視する必要がある。

ism-Link登録患者数・参加施設数の推移（2025年3月末）

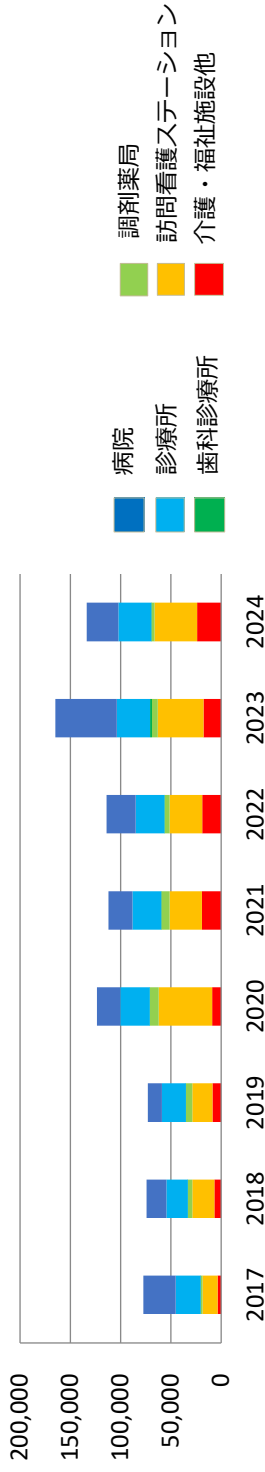


ism-Link 参加施設の内訳 (2025年3月末)

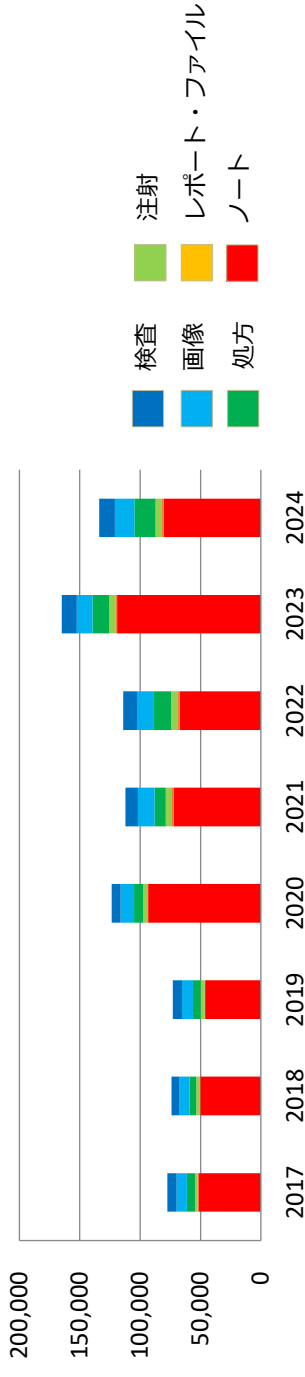
施設区分	参加施設数	地域施設数	登録率
病院	9	9	100%
診療所	68	97	70%
歯科診療所	26	74	35%
保険薬局	62	65	95%
訪問看護ステーション	16	16	100%
介護関係事業所 (行政含む)	97	227	43%
合計	278	488	57%

ism-Linkアクセス件数の推移（2025年3月末）

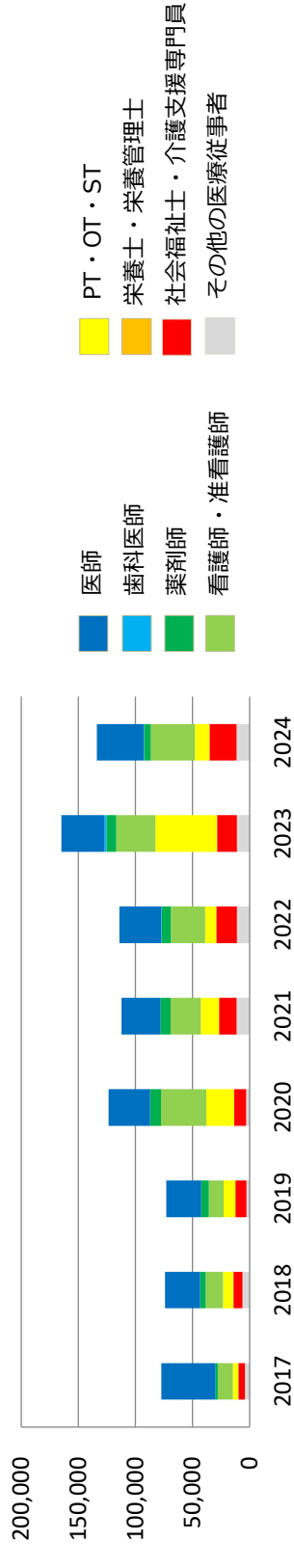
施設別アクセス件数



項目別アクセス件数



職種別アクセス件数



介護保険事業者（入所施設） 各位

介護職員にも活用できる可能性を調査する目的で、アンケートの協力依頼がありました。
回答できる部分のみで結構ですので、ご協力いただければ幸いです。（任意です）

南信州広域連合地域医療福祉連携課

2026年4月13日

看護補助業務教育のDX化アンケートのお願い

社会医療法人財団 慈泉会 相澤病院
医療安全推進室 医療安全管理者 荻無里 千史

陽春の候、みなさま方におかれましては、益々ご健勝のこととお慶び申し上げます
また、新年度のお忙しいところアンケートのお願いで恐縮ですが、下記主旨をご理解頂き、
協力をお願い申し上げます。

看護補助（看護助手・看護アシスタント・ナースエイド・ケアワーカーなど）の仕事は
多岐にわたりますが、その教育や指導には一定の時間がかかり、ご苦勞されていると推察
致します。また、近年の人材不足から外国人スタッフの導入も増えており、言葉の壁、習慣
の違いなど業務を教育する上でのハードルもあると思います。

このような状況下で業務の効率化が必須となっている一方、業務の標準化と業務の質の向上
も希求していかねばならない状況です。

そこで、口伝、マニュアルを用いた教育だけでなく映像を用いた、看護補助者への教育
のための映像教材を開発できないか、検討したいと考えております。

医療安全、医療の質向上にも寄与できるのではないかと考え、アンケートのご協力をお
願い致します。

本来であれば担当部署へのご依頼とは存じますが、何分施設によりその組織がわからな
いため、医療安全管理者のみなさまのお力をお借りさせて頂く事と致しました。現場の声
を聞いて頂き、下記QRコードまたはURLからご回答頂けますよう、よろしくお願いいた
します。

回答期限 2026年5月7日

何卒よろしくお願い致します。



<https://docs.google.com/forms/d/e/1FAIpQLSdaM2xAjLbGbkmxOXgqazPTHp1Ijzyop2jv9Nh6TsjzIsqjrA/viewform?usp=publish-editor>

看護補助業務教育のDX化アンケート

[Google にログイン](#)すると作業内容を保存できます。[詳細](#)

* 必須の質問です

1.施設名 *

回答を入力

2.貴院の分類 *

- 一般病院
- 特定機能病院
- その他:

3.貴院の病床で最も多い機能 *

- 高度急性期
- 急性期
- 回復期
- 慢性期
- 地域包括ケア
- その他:

4.病床数 *

- 20～99床
- 100～499床
- 500床以上



5.看護補助業務に携わる人員数 *

- 20人未満
- 20～49人
- 50人以上

6.看護補助業務に携わる外国籍の人員数 *

- 外国人はいない
- 10人未満
- 10～20人未満
- 20～30人未満
- 30人以上

7.外国籍の看護補助がいる方にお尋ねします。どの国の人が働いていますか？すべて選んでください。その他の国から来た人がいる場合、国名を記入してください。

- ベトナム
- インドネシア
- ミャンマー
- フィリピン
- 中国
- タイ
- その他:

8.看護補助業務の教育はどのように行なっていますか？当てはまるものにチェックを入れてください。*

- 口頭で教育
- 自施設で作成した文書で教育
- 公的団体が発行するマニュアルを使用
- デジタル教材を使用
- その他:

9.看護補助業務の教育で悩んでいることはありますか？*

- ある
- ない
- わからない

9.質問に「ある」と回答した方にお聞きします。どのようなお悩みか具体的に教えてください。

回答を入力

9.の質問に「ない」と回答した方にお聞きします。教育でうまくいっていることがありましたら教えてください。

回答を入力

10.看護補助業務の教育を担当されている方へお聞きします。教育がご自身の仕事の中で大きな負担になっていると感じますか？

- はい
- いいえ
- わからない

11.看護補助業務の中で特に扱いに注意が必要な器具・道具を5つ、メーカー名（または商品名）とともに挙げてください。

例：陰洗シャワーボトル（メーカー名）

回答を入力

12.教育用の映像コンテンツがあれば使ってみたいと思いますか？ *

- はい
- いいえ
- わからない

13.教育用の映像コンテンツ制作にご協力いただくことは可能ですか？ *

- はい
- いいえ
- わからない

14.教育用映像コンテンツが、いつでもどこでも何度でも視聴できるサブスクの * デジタルサービスだった場合、月額の利用料金はどのくらいが許容範囲ですか？

回答を入力

15.その他、ご意見やご要望があればご自由に記入してください。

回答を入力

送信

[フォームをクリア](#)

Google フォームでパスワードを送信しないでください。

このコンテンツは Google が作成または承認したものではありません。 - [利用規約](#) - [プライバシー ポリシー](#)

このフォームが不審だと思われる場合 [報告](#)



Google フォーム

南信州地域合同ケアカンファレンスの概要

1 地域ケア会議とは

解決に向けて知恵を出し合う場「地域ケア会議」

「地域ケア会議」は 専門職が知恵を持ち寄る場



市町村
(主催者)

医師、歯科医師、
薬剤師、看護師、
リハビリ等の専門職

ケアマネジャー


生活支援
コーディネーター

地域包括
支援センター
(保健師、主任ケアマネ、
社福士)

- 「地域ケア会議」とは、
- ・ 市町村等が主催し、
- ・ 医療・介護の専門職に加え、地域包括支援センターや生活支援コーディネーター等の多くの職種が一堂に会することで、
- ・ 個々の高齢者の課題を明らかにし、効果的な支援方法を幅広く検討するための会議。
- 個別課題の積み重ねから地域課題を発見し、市町村としての政策形成につなげていくことも期待される。
- しかし、残念ながら、うまく機能している地域は多くない。

多職種間の専門性の技術移転


気にする「目」 がないと



相談窓口を設けても
ケアマネからの相談がない

在宅ケアをやりたいが
依頼がこない

カンファレンスの効果



これは薬の副作用？

歯はどこが残っている？

スーパーまでの距離は？

体重減少？

よく転倒してる場所は？

水分不足？

薬が多すぎ？

しなくなった活動は？

気にしてもらえるようになって初めて依頼や相談がある

2 南信州地域合同ケアカンファレンスの特徴

南信州地域合同ケアカンファレンス

- ①オープンカンファレンス式
参加自由（無報酬）
アドバイザー不在（フラットな関係）
- ②ケーススタディ型
よくある症例を検討 この方「で」考える 次に活かす
- ③「生活モデル」に基づくディスカッション
暮らしを支える視点で議論 質問ではなく討論重視

合同ケアカンファレンスの目指すもの

- ①参加者のスキルアップ
多職種間の専門性の技術移転
- ↓
- 出身母体へフィードバック
- ②地域の課題抽出
よくある症例の検討を積み重ねることにより課題を抽出
- ↓
- 抽出された課題を広域版地域ケア会議・普及啓発部会（第1専門部会）で検討
- 施策の整備

ポイント 明確かつ簡潔な論点の設定

カンファレンスにおける議論のポイント

①本当の課題は何ですか？

本人にとっての自立は？自立を阻害する要因は？
(現状とありたい姿のギャップから課題を特定)

②本当に解決できますか？

現在のサービスは現状とありたい姿のギャップを 本当に解決できるのか

※ 普通の暮らしを取り戻す（自立）支援とは

- ① 現状分析（なぜ今の状態になったのか？）
- ② 目標設定（どんな暮らしを目指すのか？）
- ③ 「本当の課題」の抽出（取り組むべき課題は何か？）を検討することで、本人や家族が課題と向き合い、行動変容を起こすことに繋げる。

令和8年度 長寿支援課の事務分担

令和8年4月1日

所 属	職名	氏 名	担 当 業 務	
課 長	主事	前澤 英明	課総括	
課長補佐	主事	下島 剛	課総括補佐	
課長補佐	主事	山岸 章広	課総括補佐	
長寿支援係 Tel0265-22-4511 (代表)	係長 内5751	主事	板倉 和代	係総括、庶務、予算、決算監査、福祉施設整備補助金、指定管理、シルバー人材センター、成年後見支援センター、シニアクラブ連絡会事務局長、社福法人監査、防災・福祉避難所、施設の在り方
	係員 内5753	主事	今村 佳織	課内庶務、予算、決算・監査等資料、財務会計、備品管理、勤務管理、老人保護措置費(算定、支払い)、在宅福祉サービス(火災警報器、緊急宿泊、通訳、介護用品券、介護用品処理軽減)、生きがい事業、デイサービス食事代負担軽減事業、地域福祉総合助成金
	係員 内5752	主事	伊熊 邦宏	長寿命化計画、所管施設財産管理、施設改修工事・修繕、施設管理契約、工事起債関連、防火管理、高齢者世帯数統計、高齢者台帳、救急医療情報キット、施設の在り方
	係員 内5775	主事	伊藤 寛康	措置費負担金徴収、在宅福祉サービス(疲労回復、布団乾燥、理美容、慰労短期入所住宅リフォーム、緊急通報)、家族介護支援事業、高齢者補聴器購入助成、シニアクラブ連絡会事務局、敬老祝賀事業、介護支援金、
	係員 内5754	会計年度 任用職員	遠山 絵里香	庶務、郵送処理、車いす貸出し、財務会計、在宅福祉サービス(疲労回復、布団乾燥、理美容サービス、食事代負担軽減)、生きがい事業補助
	係員 内5765	主事	山下 誠	総合相談、老人福祉措置(丸山・東野・竜丘・山本・上郷)、虐待対応、成年後見制度利用支援事業、生きがいデイサービス、自立支援短期入所
	係員 内5756	会計年度 任用職員	(兼務) 巢山 幸子	総合相談、老人福祉措置(橋南・松尾・鼎・羽場)、虐待対応、成年後見制度利用支援事業
	係員 内5773	会計年度 任用職員	(兼務) 矢澤 恵利加	総合相談、老人福祉措置(橋北・座光寺・下久堅・上久堅・千代・伊賀良・三穂・川路・龍江)、虐待対応、成年後見制度利用支援事業
係員 内5756	会計年度 任用職員	(兼務) 佐々木 美和	総合相談、老人福祉措置(橋南・松尾・鼎・羽場)、虐待対応、成年後見制度利用支援事業	
長寿支援係 Tel0265-22-4511 (代表)	係長 内5757	技師	小椋 直美	係総括、地域支援事業総括、地域包括支援センター、介護予防・生活支援サービス事業、一般介護予防事業、地域ケア個別会議、生活支援体制整備事業、在宅医療介護連携
	専門技査 内5782	技師	佐藤 博之	介護予防・生活支援サービス事業、新規介護保険相談訪問アセスメント、地域リハビリ活動支援事業、介護予防地域ケア個別会議
	係員 内5758	技師	熊谷 光恵	一般介護予防事業、介護予防・生活支援サービス事業、認知症施策推進事業(サポーター養成講座、認知症カフェ、キャラバンメイト、見守り事業、本人ミーティング)
	係員 内5765	主事	(兼務) 山下 誠	総合相談・困難ケース、見守りサービス、新規介護保険相談業務、
	補助 内5753	主事	今村 佳織	予算、決算・監査等資料、補助金
	係員 内5756	会計年度 任用職員	巢山 幸子	総合相談・困難ケース、ケアプラン指導・研修、主任介護支援専門員連絡会、介護予防地域ケア個別会議、新規介護保険相談業務
	係員 内5773	会計年度 任用職員	矢澤 恵利加	総合相談・困難ケース、ケアプラン指導・研修、新規介護保険相談業務
	係員 内5756	会計年度 任用職員	佐々木 美和	総合相談・困難ケース、ケアプラン指導・研修、新規介護保険相談業務
	係員 内5781	会計年度 任用職員	伊原 洋子	新規介護保険利用相談業務
	係員 内5755	会計年度 任用職員	水野 友夢	認知症地域支援推進員、認知症初期集中支援チーム員、認知症施策推進事業(認知症カフェ、本人ミーティング、キャラバンメイト、サポーター養成講座、見守り事業)
係員 内5775	会計年度 任用職員	山崎 幸代	庶務、認知症施策推進事業(キャラバンメイト、サポーター養成講座、見守り事業)介護予防・生活支援サービス事業、一般介護予防事業、見守りサービス	

所 属	職名	氏 名	担 当 業 務
介護保険係 Tel0265-22-4511 (代表)	補佐 係長 内5761	主事 下島 剛	係総括、条例規則、介護保険事業計画、地域密着型サービス・居宅介護支援事業所指定・指導(総合事業含む)、事業所情報管理、給付適正化、社会福祉審議会、第三者行為
	係員 内5763	主事 森 寿恵	高額介護サービス費、高額医療合算介護サービス費、給付負担割合、社会福祉法人等利用者負担軽減、負担限度額、入退所連絡票
	係員 内5761	主事 原田 麻理	予算全般、補助金、決算・主要な施策、監査資料、月報、統計調査、介護給付費支払、国保連各種データ作成、過誤納金還付(副)、給付分析、給付適正化、社会福祉法人等利用者負担軽減補助事業、保険料(副)、事業所対応・事業所情報管理(副)
	係員 内5763	主事 勝又 洋美	住宅改修、福祉用具貸与、特定福祉用具販売(副)、居宅介護支援事業所指導、給付適正化、高額医療合算介護サービス費(副)
	係員 内5762	主事 吉澤 拓朗	保険料全般、資格管理、給付制限、保険料減免、介護保険システム改修案内、所得照会、過誤納金還付、入退所連絡票、介護保険セミナー、振込口座依頼書兼確約書、条例規則
	係員 内5764	会計年度 任用職員 菅沼 美代子	住宅改修、特定福祉用具販売、負担限度額(副)、給付負担割合(副)、振込口座依頼書兼確約書、社会福祉法人等利用者負担軽減、居宅介護支援事業所指導
	係員 内5764	会計年度 任用職員 松下 栄子	窓口全般、高額介護サービス費、高額医療合算介護サービス費、負担限度額(副)、給付負担割合(副)、社会福祉法人等利用者負担軽減(副)、振込口座依頼書兼確約書、入退所連絡票
介護認定 支援係 Tel0265-22-4511 (代表)	補佐 係長 内5766	主事 山岸 章広	係総括、苦情相談、事故報告、介護相談員派遣事業、認定調査委託、認定調査適正化、事業者連絡会、障害者控除、介護人材確保
	係員(内勤) 内5767 内5768 内5769	主事 原 海智	要介護認定申請・居宅サービス計画届受付、資格者証発行、結果通知、被保険者証再交付、転入・転出処理、主治医意見書依頼、延期通知発送、おむつ証明、障害者控除
		主事 見習 尾形 香音	要介護認定申請・居宅サービス計画届受付、資格者証発行、結果通知、被保険者証再交付、転入・転出処理、主治医意見書依頼、延期通知発送、おむつ証明、障害者控除
		会計年度 任用職員 松川 明美	要介護認定申請受付、主治医意見書受付、情報提供、特養入所申込受付
		会計年度 任用職員 佐々木 智子	要介護認定申請・居宅サービス計画届受付、資格者証発行、被保険者証再交付、転入・転出処理、主治医意見書依頼
		会計年度 任用職員 小木曾 みどり	要介護認定申請受付、調査予約
	認定 調査員 内3134 内3135 内3136	介護員 田中 明子	認定調査、調査員指導、調査員研修担当
		介護員 佐藤 嘉住子	認定調査、調査員指導、調査員内連絡調整、上村・南信濃地区調査予約、広域調整担当
		介護員 小久江 明子	認定調査、庁用車調整担当
		介護員 熊谷 哲雄	認定調査
		介護員 杉山 めぐみ	認定調査
		会計年度 任用職員 藤田 華枝	認定調査
		会計年度 任用職員 横田 幸子	認定調査
		会計年度 任用職員 松村 美由喜	認定調査
		会計年度 任用職員 錫木 利恵	認定調査
会計年度 任用職員 大内 光代	認定調査		

高齢者等の在宅福祉サービス一覧

(令和 8 年 4 月現在)

《市役所 長寿支援課へ申込み》

1 介護者疲労回復事業

担当:長寿支援係 電話 0265-22-4511 内線 5753

対 象 者	重度要介護者（要介護 3・4・5）、重度心身障がい者（障害支援区分 4・5・6）、重度心身障がい児（特別児童扶養手当 1 級で通所サービス又は障害福祉サービス受給者）の介護者
内 容	介護者の疲労回復を図るため、家庭介護者疲労回復事業助成券またはリフレッシュ入浴券を支給します。 ・家庭介護者疲労回復事業助成券（マッサージ・はり・きゅうの施療を受ける助成券）1 回の利用につき 1,500 円の助成券を 2 枚支給します。 （免許を有する飯田市又は下伊那郡区域の業者を利用できます。） ・リフレッシュ入浴券（飯田市内の入浴施設を利用する助成券）1 回の利用につき 500 円の入浴券を 5 枚支給します。
利用者負担	治療 1 回につき 1,500 円を超えた額、または入浴 1 回につき 500 円を超えた額

2 寝具洗濯乾燥事業

担当:長寿支援係 電話 0265-22-4511 内線 5754

対 象 者	重度要介護者（要介護 3・4・5）、重度心身障がい者（特別障害者手当受給者で障害支援区分 4・5・6）、重度心身障がい児（特別児童扶養手当 1 級で通所サービス又は障害福祉サービス受給者）
内 容	重度要介護者等の寝具（敷布団）を洗濯し乾燥消毒します。年 2 枚まで利用できます。
利用者負担	なし

3 訪問理美容サービス事業

担当:長寿支援係 電話 0265-22-4511 内線 5754

対 象 者	重度要介護者（要介護 3・4・5）、重度心身障がい者（特別障害者手当受給者で障害支援区分 4・5・6）、重度心身障がい児（特別児童扶養手当 1 級で通所サービス又は障害福祉サービス受給者）
内 容	重度要介護者等の負担軽減を図るため、訪問理美容サービス利用券を支給します。重度要介護者等が自宅で理美容サービスを受けたとき、業者の出張訪問にかかる費用を助成します。1 回の利用につき 1,000 円の利用券を 6 枚支給します。 長野県知事が出張業務の承認をした飯田市又は下伊那郡区域の業者を利用できます。
利用者負担	理美容代実費

4 介護者慰労短期入所事業

担当:長寿支援係 電話 0265-22-4511 内線 5754

対 象 者	重度要介護者（要介護 3・4・5）の介護者
内 容	在宅で重度要介護者等を介護している介護者の心身の疲れを癒し、元気回復を図る機会を確保するため、重度要介護者が施設等に短期入所した場合、介護者に助成金を交付します。（該当施設等：介護老人保健施設、介護老人福祉施設、短期入所生活介護事業所、療養型医療施設） 利用 1 回につき 3,000 円の助成。ただし、施設への送迎方法がタクシー及び有償運送の場合は 5,000 円の助成。 1 回につき利用日数は 7 日以内で、1 か月のうち半月以上の在宅介護期間がある場合に年 6 回まで利用できます。本事業利用後、利用施設の入所証明を受けて請求します。
利用者負担	介護保険による短期入所の負担金と同様（食事、実費等含む）

5 介護用品処理負担軽減事業

担当:長寿支援係 電話 0265-22-4511 内線 5753

対象者	日常生活において紙おむつ及び尿取りパット等を使用する重度要介護者（要介護3・4・5）
内容	紙おむつ等の介護用品処理に係る負担を軽減する目的でゴミ袋（燃やすゴミ用小・ひと月5枚）を支給します。
利用者負担	なし

6 緊急宿泊支援事業

担当:長寿支援係 電話 0265-22-4511 内線 5753

対象者	要支援・要介護認定者、障がい者の介護者で緊急事由等により、介護が一時的に困難となる世帯
内容	要支援・要介護認定者、障がい者が、日々利用している宅老所等に介護者の緊急事由等により宿泊した場合の宿泊1泊（1回分）の費用（5,000円以上）の一部を助成します。ただし、食事代、入浴費用、送迎費用を除く。（上限額4,000円） 1人当たり年4泊（4回分）まで利用できます。 対象者は助成を受ける前に本事業の利用登録をし、利用後、利用施設の領収書の写しを添えて請求します。
利用者負担	実費：1泊（1回分）の費用

7 在宅介護支援金支給事業

担当:長寿支援係 電話 0265-22-4511 内線 5775

対象者	市民税非課税世帯に属す重度要介護者（要介護3・4・5）、重度心身障がい者（障害支援区分4・5・6）、重度心身障がい児（特別児童扶養手当1級で通所サービス又は障害福祉サービス受給者）の介護者
内容	6か月以上、市内に住所を有し、基準日前1年間に180日以上、在宅で介護した場合に、9万円を支給します。（基準日9月1日）

8 介護用品購入券支給事業

担当:長寿支援係 電話 0265-22-4511 内線 5754

対象者	市民税非課税世帯に属す要介護4・5の在宅高齢者で、生活保護受給あるいは介護保険利用料の社会福祉法人利用者負担減免基準に該当する方及び、中国残留邦人等に対する支援給付を受給している方の介護者
内容	介護者の経済負担軽減、在宅生活の継続、向上のため、介護用品（紙おむつ、尿取りパッド）が購入できる購入券を支給します。 年に3回、5,000円の購入券を4枚ずつ支給します。
利用者負担	なし

9 高齢者等住宅リフォーム補助事業

担当:長寿支援係 電話 0265-22-4511 内線 5775

対象者	飯田市内に1年以上居住している、介護保険の認定を受けていない65歳以上の高齢者等でなおかつ市民税非課税世帯
内容	自宅のバリアフリー化、転倒事故防止、介護予防につながる工事のほか、劣化等による基礎・土台・柱・床・屋根・外壁の部位修繕及び補強を対象とし、改修費用の30%で、10万円を上限に経費を補助します。1戸の住宅で補助は1回のみとします。 施工業者は飯田市内に本社のある法人又は個人とします。
利用者負担	事業費の内、補助金額を超えた分

10 高齢者補聴器購入助成事業

担当:長寿支援係 電話 0265-22-4511 内線 5751

対 象 者	市民税非課税世帯に属する 65 歳以上の方で次のいずれにも該当する方 ・耳鼻咽喉科医師に両耳もしくは片耳の聴力が 70 デシベル未満であり、聴力機能低下により、日常生活に支障があるため、補聴器の装用が必要であると認められた方 ・聴覚障害等による身体障害者手帳の交付を受けていない方
内 容	補聴器購入費用の一部（補助率 3 分の 1、上限 3 万円）を補助します。
利用者負担	事業費の内、補助金額を超えた分

11 介護保険通所系サービス食事代負担軽減事業

担当:長寿支援係 電話 0265-22-4511 内線 5753

対 象 者	市民税非課税世帯で、前年の公的年金等の収入金額及び所得額の合計額が 80 万円以下の要支援・要介護認定者で介護保険の通所介護、通所リハビリテーションを利用する方（生活保護受給者を除く）
内 容	食事の提供を受けた日 1 日につき 100 円の扶助
利用者負担	食事の提供を受けた日 1 日につき 100 円を超えた分

12 自立支援短期入所事業

担当:長寿支援係 電話 0265-22-4511 内線 5765

対 象 者	事業対象者等。一時的に入所介護が必要な方
内 容	家族等の事情により一時的に独居となり介護が必要な場合に、養護老人ホームハートヒル川路に短期間宿泊できます。原則年 7 日以内。
利用者負担	利用 1 日につき 1,730 円（3 食分の食費等を含む）

13 成年後見制度等利用支援事業

担当:長寿支援係 電話 0265-22-4511 内線 5765

対 象 者	判断能力・意思能力の低下した高齢者等
内 容	判断能力等の低下により財産管理・契約行為に支障をきたす高齢者等、成年後見制度の利用が必要な方に申し立ての支援をします。
利用者負担	申し立てに必要な実費

14 介護通訳派遣事業

担当:長寿支援係 電話 0265-22-4511 内線 5753

対 象 者	中国帰国者または外国人で、居宅介護が必要な高齢者又は障がい者で、居宅介護サービス・支援費サービス等を利用する方のうち、通訳の必要な方又はその方を担当する居宅介護サービス・支援費サービス等を行う事業者
内 容	通訳の派遣が必要な対象者に介護通訳を派遣します。
利用者負担	なし

《民生委員経由で市役所長寿支援課へ申込み》

15 緊急通報システム運営事業

担当:長寿支援係 電話 0265-22-4511 内線 5775

対 象 者	独居高齢者、身障 1・2 級の独居、要支援・要介護者のいる高齢者世帯（選定は地区民協）
内 容	独居高齢者等の急病や災害等の緊急時にボタンを押すと、いったん専門の受信センターで受信して、あらかじめ指定した協力員等に通報し、対応を依頼します。救急車等が必要と判断したときは、消防署に出動を要請します。
利用者負担	市民税課税世帯：月 500 円 市民税非課税世帯：300 円 生保世帯：0 円

16 火災警報器設置事業

担当：長寿支援係 電話 0265-22-4511 内線 5753

対象者	市民税非課税の高齢者世帯で、独居又は要支援・要介護者のいる世帯等（選定は地区民協）
内容	独居高齢者等の防火面での安全対策として、住宅用防災警報器等を取付けます。 ※警報器（煙感知式）を家屋内に、警報ブザーを外に設置します。
利用者負担	なし

《ケアマネジャー経由で市役所 長寿支援課へ申込み》

17 GPS 機能付端末利用補助事業 担当：基幹包括支援センター係 電話 0265-22-4511 内線 5758

対象者	1人で外出した際に、目的地への到着若しくは帰宅することができない事実又はそのおそれがある高齢者の介護者。
内容	新規に GPS 機能付端末の購入又はレンタルに要する初期費用（毎月の使用料及びレンタル料は除く。）に対して、1万円を上限に経費を補助します。対象高齢者1人につき1回のみとします。破損、紛失等による修理及び再購入に要する費用は、補助の対象となりません。
利用者負担	事業費の内、補助金額を超えた分

《各地域包括支援センターへ申込み》

18 飯田市見守りサービス事業 担当：基幹包括支援センター係 電話 0265-22-4511 内線 5765

対象者	65歳以上の独居、高齢者世帯の総合事業対象者、要支援・要介護認定者
内容	独居及び高齢者世帯のうち、特に見守りが必要な方に対して、見守りサービス委託事業者が食事を配達した際に、安否確認及び健康観察を行います。
利用者負担	なし（配食サービスは実費）

19 生きがいデイサービス事業

担当：長寿支援係 電話 0265-22-4511 内線 5765

対象者	概ね 65 歳以上の独居・日中独居の高齢者又は高齢者世帯 介護保険非該当者で、放置すれば要介護状態となる恐れのある方
内容	健康チェックや日常動作訓練を日課の中に組み込みながら、無理のない日課の中で利用者のペースで1日を過ごします。必要な方は送迎します。
実施施設	山本老人福祉センター、上村ふれあいセンター
利用者負担	利用1回につき 400円（山本）、500円（上村）生活保護世帯 0円 昼食等：実費（全員）

《飯田市社会福祉協議会の委託事業》

20 介護者リフレッシュ事業

担当：長寿支援係 電話 0265-22-4511 内線 5775

対 象 者	重度要介護者（要介護3・4・5）、 重度心身障がい児者（身体1・2級、及び療育A・精神1級）の介護者、認知症高齢者の介護者
内 容	地区ごとに、高齢者等を介護している介護者を、温泉や食事会等に招待し1日休養してもらおうとともに、介護についての様々な相談を受けます。 また、認知症高齢者の介護者に対して介護者の会を開催します。地区ごとに、高齢者等を介護している介護者を、温泉や食事会等に招待し1日休養してもらおうとともに、介護についての様々な相談を受けます。 また、認知症高齢者の介護者に対して介護者の会を開催します。
利用者負担	なし

《該当者へ連絡されるもの》

21 敬老祝賀事業

担当：長寿支援係 電話 0265-22-4511 内線 5757

対 象 者	長年にわたり社会の発展に寄与されてきた高齢者に対し、その長寿をお祝いして、敬老祝金品を贈呈します。
内 容	100歳（市長訪問）（市）あいさつ状、1万円、（社協）祝品（国）祝状、銀杯、紙筒 最高齢者（3名）（市）あいさつ状、5千円

【別紙5】

8 飯長第 171 号
令和 8 年 4 月 23 日

地域包括支援センター 御中
委託先居宅介護支援事業所 御中

飯田市長寿支援課長

長野県国民健康保険団体連合会への原案作成委託料支払業務委託について

日頃より飯田市の介護保険行政にご理解とご協力をいただきありがとうございます。

さて、飯田市では令和 8 年 4 月サービス分（令和 8 年 5 月審査分）より、原案作成委託料支払業務を長野県国民健康保険団体連合会へ委託する予定です。

このことに伴い、地域包括支援センター並びに委託先居宅介護支援事業所において、原案作成委託料に係る事務処理等について下記のように変更が生じます。

また、別添のとおり変更点に関わる資料が示されておりますので、ご確認ください。

記

- 1 委託開始時期
令和 8 年 4 月サービス分（令和 8 年 5 月請求分）
- 2 支払方法
原案作成委託料は、委託先居宅介護支援事業所が国保連合会へ届け出た口座へ、毎月の介護給付費等と合算されて支払われます。
- 3 県外被保険者の取扱い
県外被保険者分については、従前どおりの方法（国保連合会を介さない方法）で地域包括支援センターと委託先居宅介護支援事業所間で請求支払を行う必要があります。
- 4 債権譲渡している場合
債権を譲渡している委託先居宅介護事業所は、介護給付費等と同様に譲受人に対して原案作成委託料が支払われます。

【お問合せ】

飯田市福祉部長寿支援課基幹包括支援センター係
担当 小椋
電話 0265-22-4511 内線 5757
E-mail kaig@city.iida.nagano.jp

飯田市 長寿支援課 介護保険係 宛
 (担当：下島)

第 10 期介護保険事業計画期間中の介護保険施設整備等の意向調書

施設整備等希望者の概要			
法人名		設立年月日	年 月 日
主たる事務所の所在地		(電話)	
代表者の氏名		代表者の住所	
主たる事業内容			

1 新たに開設	
ア 開設したい施設の種別 (□にチェックをしてください。)	<input type="checkbox"/> 特別養護老人ホーム <input type="checkbox"/> 介護老人保健施設 <input type="checkbox"/> 介護医療院 <input type="checkbox"/> 特定施設入居者生活介護 (※介護付き有料老人ホーム等) <input type="checkbox"/> 地域密着型介護老人福祉施設 <input type="checkbox"/> 認知症対応型共同生活介護 <input type="checkbox"/> 小規模多機能型居宅介護 <input type="checkbox"/> 地域密着型特定施設入居者生活介護 (※介護付き有料老人ホーム等)
イ 施設の定員	
ウ 短期入所生活介護の併設を計画する場合は、その旨及び定員	
エ 施設開設予定地	飯田市 番地 (敷地面積 m ²) ※詳細が未定の場合は、開設予定地区名を記載してください。 自己所有 ・ 購入予定 ・ 借地 ・ 用地の状況 (①～③を選択) ①農業振興地域である ②農業振興地域でない ③その他 () ・ 未定
オ 開設を希望する年月	年 月

2 既存施設の増床	
ア 増床したい施設の種別 (□にチェックをしてください。)	<input type="checkbox"/> 特別養護老人ホーム <input type="checkbox"/> 介護老人保健施設 <input type="checkbox"/> 介護医療院 <input type="checkbox"/> 特定施設入居者生活介護 (※介護付き有料老人ホーム等) <input type="checkbox"/> 地域密着型介護老人福祉施設 <input type="checkbox"/> 認知症対応型共同生活介護 <input type="checkbox"/> 小規模多機能型居宅介護 <input type="checkbox"/> 地域密着型特定施設入居者生活介護 (※介護付き有料老人ホーム等)
イ 施設の名称・所在地	
ウ 施設の現在の定員及び増床を希望する定員	
エ 短期入所生活介護の増床希望の場合は、その旨及び増床希望定員	
オ 増床を希望する年月	年 月

3 既存施設の減床又は廃止	
ア 減床したい施設の種別 (□にチェックをしてください。)	<input type="checkbox"/> 特別養護老人ホーム <input type="checkbox"/> 介護老人保健施設 <input type="checkbox"/> 介護医療院 <input type="checkbox"/> 特定施設入居者生活介護 (※介護付き有料老人ホーム等) <input type="checkbox"/> 地域密着型介護老人福祉施設 <input type="checkbox"/> 認知症対応型共同生活介護 <input type="checkbox"/> 小規模多機能型居宅介護 <input type="checkbox"/> 地域密着型特定施設入居者生活介護 (※介護付き有料老人ホーム等)
イ 施設の名称・所在地	
ウ 施設の現在の定員及び減床を希望する定員	
エ 短期入所生活介護の減床希望の場合は、その旨及び減床希望定員	
オ 減床を希望する年月	年 月

4 既存施設の転換	
ア 転換前の施設の種別 (□にチェックをしてください。)	<input type="checkbox"/> 特別養護老人ホーム <input type="checkbox"/> 介護老人保健施設 <input type="checkbox"/> 介護医療院 <input type="checkbox"/> 特定施設入居者生活介護 (※介護付き有料老人ホーム等) <input type="checkbox"/> 地域密着型介護老人福祉施設 <input type="checkbox"/> 認知症対応型共同生活介護 <input type="checkbox"/> 小規模多機能型居宅介護 <input type="checkbox"/> 地域密着型特定施設入居者生活介護 (※介護付き有料老人ホーム等)
イ 転換したい施設の種別 (□にチェックをしてください。)	<input type="checkbox"/> 特別養護老人ホーム <input type="checkbox"/> 介護老人保健施設 <input type="checkbox"/> 介護医療院 <input type="checkbox"/> 特定施設入居者生活介護 (※介護付き有料老人ホーム等) <input type="checkbox"/> 地域密着型介護老人福祉施設 <input type="checkbox"/> 認知症対応型共同生活介護 <input type="checkbox"/> 小規模多機能型居宅介護 <input type="checkbox"/> 地域密着型特定施設入居者生活介護 (※介護付き有料老人ホーム等)
ウ 転換したい施設の名称・所在地	
エ 施設の現在の定員及び転換後の定員等	・ <u>現在の定員</u> _____ 人 ・ <u>転換後の定員</u> _____ 人 ※転換後の内容を具体的に記載してください。
オ 転換を希望する年月	_____ 年 _____ 月

【別紙 7 - 1】

7 介第 1177 号

令和 8 年(2026 年) 3 月 19 日

介護サービス事業者
介護保険施設開設者 様

長野県健康福祉部介護支援課長

令和 8 年度介護職員等処遇改善加算に係る処遇改善計画書の提出について (通知)

介護職員等処遇改善加算を算定しようとする介護サービス事業者等は、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」(平成 12 年厚生省告示第 19 号)、「指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準」(平成 12 年厚生省告示第 21 号)、「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準」(平成 18 年厚生労働省告示第 127 号)及び「厚生労働大臣が定める基準」(平成 27 年厚生労働省告示第 95 号)に定める介護職員等処遇改善加算処遇改善計画書を作成し、届け出る必要があります。

つきましては、「介護職員等処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について(令和 8 年度分)」(令和 8 年 3 月 13 日付け老発 0313 第 6 号厚生労働省老健局長通知)(以下、国通知)に基づき、下記により必要書類を提出してください。

記

1 令和 8 年度介護職員等処遇改善加算の算定に関する必要書類の提出について

令和 8 年度に処遇改善加算を算定しようとする介護サービス事業者等は、下記の期日までに計画書及び体制届を併せて提出してください。

	計画書提出期限	体制届提出期限	受付期間
● <u>従前サービスのみ</u> を運営している法人 ● <u>従前サービスと新規サービス</u> を併せて運営している法人	令和 8 年 4 月 15 日 (水)	令和 8 年 4 月 15 日 (水)	令和 8 年 3 月 19 日 (木) から令和 8 年 4 月 15 日 (水) まで
● <u>新規サービスのみ</u> を運営している法人	令和 8 年 6 月 15 日 (月)	令和 8 年 6 月 15 日 (月)	令和 8 年 3 月 19 日 (木) から令和 8 年 6 月 15 日 (月) まで

※従前サービス：従前から処遇改善加算が設定されているサービス

(以下に記載の新規サービス及び加算算定非対象サービス((介護予防)福祉用具貸与、特定(介護予防)福祉用具販売、(介護予防)居宅療養管理指導)を除く)

※新規サービス：新たに処遇改善加算が設けられたサービス

((介護予防)訪問看護、(介護予防)訪問リハビリテーション、居宅介護支援、介護予防支援をいう。)

※令和 8 年 4 月以降に新規算定する事業所を含む法人及び令和 8 年 4 月に加算区分が変更になる事業所を含む法人の計画書と体制届の提出期限も、令和 8 年 4 月 15 日(水)です。

※計画書は、処遇改善を行う全ての法人で提出が必要です。体制届は、下記早見表の「体制届の提出必要有無」欄が「○」の区分の事業所で提出が必要です。

2 提出方法【ながの電子申請サービス（郵送、メール、FAX 不可）】

(1) 提出方法は、ながの電子申請サービスのみとなります。

- ・提出にあたっては長野県ホームページ及びながの電子申請サービスに記載の注意事項を必ずご確認ください。
- ・以下の体制届提出早見表に沿って、該当のながの電子申請サービスの窓口へ、計画書及び体制届（必要な場合）を添付し、申請してください
- ・窓口の誤りが無いよう、十分にお気をつけください。

体制届提出早見表

処遇改善加算を算定する期間及び算定する処遇改善加算の区分			窓口	体制届の提出 必要有無	(参考) 区分変更	
～3月	4～5月	6月～			4月	6月
I	I	Iイ	継続	○	×	○
		Iロ	継続	○	×	○
II	I	Iイ	変更	○	○	○
		Iロ	変更	○	○	○
	II	Iイ	継続	○	×	○
		Iロ	継続	○	×	○
		IIイ	継続	○	×	○
		IIロ	継続	○	×	○
III	I	Iイ	変更	○	○	○
		Iロ	変更	○	○	○
	II	Iイ	変更	○	○	○
		Iロ	変更	○	○	○
		IIイ	変更	○	○	○
	III	IIロ	変更	○	○	○
		Iイ	継続	○	×	○
		Iロ	継続	○	×	○
		IIイ	継続	○	×	○
		IIロ	継続	○	×	○
III	変更なし	×	×	×		
IV	I	Iイ	変更	○	○	○
		Iロ	変更	○	○	○
	II	Iイ	変更	○	○	○
		Iロ	変更	○	○	○
		IIイ	変更	○	○	○
		IIロ	変更	○	○	○
	III	Iイ	変更	○	○	○
		Iロ	変更	○	○	○
		IIイ	変更	○	○	○
		IIロ	変更	○	○	○
		III	変更	○	○	×
	IV	変更なし	×	×	×	

(2) ながの電子申請サービス内の窓口について

	窓口	様式名	ながの電子申請サービスの URL	留意事項
①	新規	【新規】 令和 8 年度介護職員等処遇改善加算について	https://apply.e-tumo.jp/pref-nagano-u/offer/offerList_detail?tempSeq=69597	<ul style="list-style-type: none"> ● 令和 7 年度に処遇改善加算を算定しておらず、令和 8 年 4 月から新たに処遇改善加算の算定を開始する事業所を含む法人は、この窓口に申請します ● 計画書及び上記に該当の事業所の体制届を併せて提出します ● 体制届には、6 月以降の区分も併せて記載の上、提出してください（記載例参照）
②	継続	【継続】 令和 8 年度介護職員等処遇改善加算について	https://apply.e-tumo.jp/pref-nagano-u/offer/offerList_detail?tempSeq=69599	<ul style="list-style-type: none"> ● 令和 7 年度に算定していた処遇改善加算の区分を、令和 8 年度も引き続き算定する事業所を含む法人は、この窓口に申請します ※ 4 月に区分変更がなく、6 月に区分変更があればこの窓口です ● <u>従前サービスと新規サービスを併せて運営している法人において、新規サービスの体制届はこの窓口</u>に申請します。 ● 計画書及び上記に該当の事業所の体制届を併せて提出します ● 体制届には、6 月以降の区分も併せて記載の上、提出してください（記載例参照）
③	変更	【変更】 令和 8 年度介護職員等処遇改善加算について	https://apply.e-tumo.jp/pref-nagano-u/offer/offerList_detail?tempSeq=69602	<ul style="list-style-type: none"> ● 令和 8 年 4 月から処遇改善加算の区分を変更する事業所を含む法人は、この窓口に申請します ● 体制届には、6 月以降の区分も併せて記載の上、提出してください（記載例参照） ● 6 月以降にどの区分を算定しても、3 月までと 4 月分を比較して変更があれば、この窓口に提出します。
④	変更なし	【変更なし】 令和 8 年度介護職員等処遇改善加算について	https://apply.e-tumo.jp/pref-nagano-u/offer/offerList_detail?tempSeq=69603	<ul style="list-style-type: none"> ● 3 月までと 4、5 月分及び 6 月以降の区分で変更がない事業所を含む法人は、この窓口に申請します ● 計画書のみ提出し、体制届の提出は不要です。
⑤	新規サービスのみ	【訪問看護、訪問リハのみ】 令和 8 年度介護職員等処遇改善加算について	https://apply.e-tumo.jp/pref-nagano-u/offer/offerList_detail?tempSeq=69611	<ul style="list-style-type: none"> ● 訪問看護又は訪問リハビリテーションのみを運営している法人はこの窓口に提出します ● 計画書及び該当の事業所の体制届を併せて提出します（記載例参照） ● 居宅介護支援事業所のみを実施している法人は、計画書及び体制届を指定権者である市町村に提出してください

3. 留意事項

- ・様式は長野県ホームページへ掲載します。
- ・提出にあたっては、長野県ホームページに掲載の介護職員等処遇改善加算様式を使用してください。
- ・計画書に記載する事業所・施設を指定する指定権者（長野県、市町村・広域連合）に対して提出してください。複数の事業所を開設する法人等が、複数の事業所をまとめて計画書を作成する場合又は法人等一括で作成する場合には、同一の計画書を各指定権者へそれぞれ提出することとなります。
- ・事務処理の都合上、体制届の提出期限については、国通知記載の提出期限と一部異なっています。体制届の提出について、県が指定する提出期限に間に合わない場合は当課へご一報ください。
- ・体制届は、別紙2「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書<指定権者用>」の提出のみとします。別紙1-1「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（居宅サービス・施設サービス）」及び別紙1-2「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（介護予防サービス）」の提出は不要です。提出にあたっては別紙2の記載例を必ずご確認ください。
- ・提出窓口について、2（2）の表中①から④のうち複数に該当する場合は、それぞれの窓口に同一の計画書と該当事業所分の体制届の提出が必要です。（当課で計画書に記載の事業所と確認するため。）

4. 各種通知・様式の掲載先について

令和8年度介護職員等処遇改善加算について

ホーム > 県政情報・統計 > 組織・行財政 > 組織・職員 > 長野県の組織一覧（本庁） > 介護支援課紹介 > 介護給付費の算定に係る届出様式関係 > 令和8年度介護職員等処遇改善加算について

<https://www.pref.nagano.lg.jp/kaigo-shien/kasann0216.html>

5. その他

令和8年度介護職員等処遇改善加算についてのご質問は、以下の厚生労働省コールセンターにお問い合わせください。

○介護職員等処遇改善加算等 厚生労働省コールセンター

電話番号：050-3733-0222（受付時間：9:00～18:00（土日含む））

（問合せ先）

担当 介護支援課サービス係 岩井 酒井

電話：026-235-7121

FAX：026-235-7394

電子メール：kaigo-shien-s@pref.nagano.lg.jp

【別紙 7 - 2】

8 飯長第 37 号の 2
令和 8 年 4 月 7 日

飯田市指定の介護保険サービス事業者 管理者 様

飯田市長 佐藤 健

令和 8 年度介護職員等処遇改善加算に係る計画書及び体制届の提出について（4 月 7 日訂正）

日頃から、本市介護保険事業にご理解ご協力を賜り、感謝申し上げます。
さて、令和 8 年度介護報酬改定に伴い、令和 8 年 4 月及び 6 月より処遇改善加算を算定又は変更する事業者は、それぞれ届出が必要です。
また、介護職員等処遇改善加算等を算定する場合は処遇改善計画書の提出が必要です。
つきましては、下記のとおりご提出くださいますようお願い申し上げます。

記

1 令和 8 年度介護報酬改定に伴う加算等の届出について

(1) 届出の対象事業者

飯田市が事業指定する事業者で、**令和 8 年 4 月 1 日及び 6 月 1 日以降、新たに処遇改善加算を算定する事業者又は現在算定中の加算を変更する事業者**
※提出の必要有無については、別紙「提出早見表」をご覧ください。

(2) 届出書類

- ・介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（令和 8 年度版）
- ・その他添付書類 ※「添付書類一覧」にてご確認ください。
- ◆様式等は、飯田市ホームページに掲載しています。【ページ ID 番号：210322】
- ◆処遇改善加算以外の加算を算定する場合は、「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」または「介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等状況一覧表」が必要です。
【ページ ID 番号：180468】

(3) 提出期限

- ・令和 8 年 4 月から、新規または変更して算定開始する場合
令和 8 年 4 月 15 日（水曜日）まで
- ・令和 8 年 6 月から、変更して算定開始する場合
（令和 8 年 6 月から処遇改善加算がイとロに区分される事業所、6 月以前から処遇改善加算を算定しているサービスと 6 月から加算新設されるサービスを併せて運営している事業所、など）
令和 8 年 5 月 15 日（金曜日）まで
- ・令和 8 年 4 月および 5 月は加算を算定せず、令和 8 年 6 月から新規に算定開始する場合
（令和 8 年 6 月に処遇改善加算が新設されるサービスのみの事業所など）
令和 8 年 6 月 15 日（月曜日）まで
- ・令和 8 年 7 月以降から算定開始する場合
居宅系：加算の算定を開始しようとする月の前月の 15 日まで
施設系：加算の算定を開始しようとする月の 1 日まで
※加算の算定を開始しようとする月の前月の 15 日までの提出にご協力ください

(4) 提出先

飯田市 長寿支援課 介護保険係（メール、紙媒体または電子申請届出システムでご提出ください）
メールアドレス：kaigohoken@city.iida.nagano.jp
※県指定のサービス種別に係る届出書は、県へ提出してください。

(5) 留意事項

- ・**報酬改定の内容を十分にご確認ください。**厚生労働省ホームページ、介護保険最新情報等でご確認ください。
- ・例年、加算等の届出の記載誤り等により、翌月請求のエラーとなる事例が多く見受けられるため、届出の際は、内容をよくご確認ください。
- ・加算の届出がない場合、現在算定中の加算については、変更がないものとして取り扱います。

介護保険最新情報 Vol. 1478

「介護給付費算定に係る体制等に関する届出等における留意点について」の一部改正について

(<https://www.mhlw.go.jp/content/001673853.pdf>)

介護保険最新情報 Vol. 1479

「介護職員等処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について（令和8年度分）」及び「介護職員等処遇改善加算に関するQ&A（第1版）」について

(<https://www.mhlw.go.jp/content/001674610.pdf>)

2 介護職員等処遇改善加算等計画書の提出について

(1) 令和8年度介護職員等処遇改善加算等の改正について

令和8年6月から、「介護職員等処遇改善加算」の対象を拡大するとともに、生産性向上や協働化に取り組む事業者に対する上乗せ加算区分を設けることとなりました。

(2) 計画書提出対象事業者

飯田市が事業指定する事業者で、**令和8年4月1日以降、現行の加算又は新加算を算定する事業者**
(※県指定の事業所と市町村指定の事業所と合わせ、法人単位で一括して作成可)

(3) 提出書類

- ・別紙様式 2-1 (処遇改善加算 総括表) 介護職員等処遇改善加算 処遇改善計画書…1部
- ・別紙様式 2-2 (処遇改善加算 個票 4・5月分) …1部
- ・別紙様式 2-3 (処遇改善加算 個票 6月以降分) …1部

※ 居宅介護支援、介護予防支援、令和8年4月及び5月分を算定せず6月以降から算定する事業者は「別紙様式 2-2 (処遇改善加算 個票 4・5月分)」の提出は不要です。

◆様式等は、飯田市ホームページ掲載しています。【ページ ID 番号：210322】

(4) 提出期限

- ・令和8年4月及び5月分を算定する事業者
令和8年4月15日(水曜日)まで
※令和8年6月以降の計画とあわせて提出
※事業者に所属する令和8年6月に処遇改善加算が新設されるサービスに係る計画もあわせて提出
- ・令和8年4月及び5月分を算定せず、6月又は7月から算定する事業者
令和8年6月15日(月曜日)まで
※令和8年6月に加算が新設される事業所のみ事業者なども該当
- ・令和8年8月以降から算定する事業者
算定開始月の前々月の末日

(5) 提出先

飯田市長寿支援課介護保険係

※県指定のサービス種別のみ事業者は、県へ提出してください。

※県指定のサービス種別と市町村指定のサービス種別の両方がある事業者は、県と該当市町村の全てに提出してください。

(6) 留意事項

- ・計画書の記入にあたっては、「介護職員等処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について（令和8年度分）」及び「介護職員等処遇改善加算に関するQ&A（第1版）」について（介護保険最新情報 Vol. 1479）等により、内容を十分にご確認ください。

・制度や記入方法等の問合せは、厚生労働省の問合せ相談窓口をお願いします。

＜介護職員等処遇改善加算等厚生労働省相談窓口＞ 電話：050-3733-0222

〒395-8501 飯田市大久保町 2534 番地
飯田市 福祉部 長寿支援課 介護保険係 A11 番窓口
担当：下島・原田
TEL：0265-22-4511 内線 5761 FAX：0265-22-4544

■ 提出早見表

※ 処遇改善加算のみ変更する場合、体制等状況一覧表の提出は不要です。

処遇委改善加算の区分			体制届の提出			
～3月	4・5月	6月～	4月15日	5月15日	6月15日	
I	I	Iイ	×	○	×	
		Iロ	×	○	×	
II	I	Iイ	○	○	×	
		Iロ	○	○	×	
	II	Iイ	×	○	×	
		Iロ	×	○	×	
		IIイ	×	○	×	
		IIロ	×	○	×	
III	I	Iイ	○	○	×	
		Iロ	○	○	×	
	II	Iイ	○	○	×	
		Iロ	○	○	×	
		IIイ	○	○	×	
		IIロ	○	○	×	
	III	I	Iイ	×	○	×
			Iロ	×	○	×
		II	IIイ	×	○	×
			IIロ	×	○	×
			III	×	×	×
			III	×	×	×
IV	I	Iイ	○	○	×	
		Iロ	○	○	×	
	II	Iイ	○	○	×	
		Iロ	○	○	×	
		IIイ	○	○	×	
		IIロ	○	○	×	
	III	I	Iイ	○	○	×
			Iロ	○	○	×
		II	IIイ	○	○	×
			IIロ	○	○	×
			III	○	×	×
			III	○	×	×
	IV	×	×	×		
	なし	I	Iイ	○	○	×
Iロ			○	○	×	
II		IIイ	○	○	×	
		IIロ	○	○	×	
III		○	×	×		
IV		○	×	×		
なし		なし	Iイ	×	×	○
			Iロ	×	×	○
			IIイ	×	×	○
			IIロ	×	×	○
			III	×	×	○
			IV	×	×	○

【別紙 8】

令和 8 年 4 月 23 日

事業所管理者 様

飯田市長寿支援課

電子メールのアドレス登録について

日頃から、飯田市の介護保険行政にご理解ご協力をいただき感謝申し上げます。
飯田市からの通知と介護保険に関する情報提供について迅速な事務処理を行うため、事業者の皆様には可能な限り電子メールのアドレス登録をお願いいたします。
下記 1～7 の事項を、長寿支援課の代表アドレスあてへメールで送信してください。
※電子メールの場合、件名を「【電子メールアドレス登録】事業者名」としてください。

記

1 事業所名
.....

2 サービス種類
.....

3 登録アドレス
.....

4 事業者番号
.....

5 ご担当者名
.....

6 電話番号
.....

7 FAX番号
.....

送信先

メールアドレス : kaigohoken@city.iida.nagano.jp

飯田市 福祉部 長寿支援課 介護保険係
担 当 : 下島
電話番号 : 0265-22-4511 (内線 5761)

休日・時間外における文書の收受について

このことについて、次のとおり取扱いますのでご確認ください。

1 收受先及び收受日

- ①市役所宿日直室(本庁 C 棟1階)
- ②上村自治振興センター宿日直室
- ③南信濃自治振興センター宿日直室

＊①～③の場合、到達日を收受日とします。
(收受日＝申請日と取り扱います。)

- ＊平日夜間、土曜日における証明書発行窓口(市民課)では收受しません。
- ＊各課窓口または事務室に各部署の職員が在席していても、閉庁日の場合は宿日直室へ提出し、他部署への預けはご遠慮ください。
- ＊書類に不備、不足等があった場合、書類が整った日が申請日(受付日)となりますので、ご承知おきください。
- ＊上記3か所以外の自治振興センター宿日直へ提出された場合は、長寿支援課に到達した日が收受日となります。
- ＊郵送による提出は、長寿支援課に到達した日が收受日となります。(消印日・投函日は考慮できません。)

2 提出方法及び必要書類等

宛名を長寿支援課とし、提出日、事業所名(差出人)を明記した封筒に申請書、必要書類等を入れ、封をしてください。

- 申請者が提出する場合 申請書・介護保険証(原本)・医療保険証等(コピー)
- 提出代行する場合 申請書・介護保険証(原本)・代行者の身元確認書類(コピー)
申請書の提出代行者名称等の欄に記入

- ＊上記の書類のほか、個人番号カードや個人番号の確認できる通知のコピーを同封してください。
- 個人番号の確認が困難な場合は長寿支援課で対応いたします。
- ＊宿日直室の従事者は、收受のみとなります。介護保険制度やそれに伴う申請に関すること、必要提出書類等の問い合わせには対応できません。業務時間内に長寿支援課へお問い合わせください。
- ＊封書になっていないものは、宿日直室で預かれない場合があります。

3 長寿支援課での申請受付処理

上記1の①～③の3か所で收受された提出封書等は、時間外・休日明けに総務文書課を経由して長寿支援課に到達しますので、開封後内容を確認して申請受付処理を行います。

サンプル

長寿支援課
宛
(要介護認定申請書在中)

令和 8 年 4 月 29 日
居宅介護支援事業所 ○○○

4 月初日が閉庁日の場合の「各月1日付け新規・区分変更申請」の取扱い

新規申請と区分変更申請の申請日を各月1日付けとしたい場合、1日が閉庁日の場合は翌開庁日(平日)の業務時間内に、申請書及び必要書類を持参し窓口へ提出してください。

申請書右上に「〇月1日」と申請日を記載の上、申請書提出時にその旨をお伝えください。書類が整っている場合、1日を申請日として取り扱います。

1日が閉庁日の場合のみの特例的扱いです。上記以外での申請日の遡りは取り扱いません。

【例】 R8.8.1(土)付け申請 → R8.8.3(月)の 8:30～17:15 の間に窓口へ提出
R9.1.1(祝)付け申請 → R9.1.4(月)の 8:30～17:15 の間に窓口へ提出

○取扱い窓口 長寿支援課、各自治振興センター

5 毎月最初の開庁日は窓口が大変混み合い、またお待たせする時間が増えることが想定されます。

特に、1日が閉庁日の場合の翌開庁日については、通常以上の混雑が予想されます。

窓口での混雑を避けるため、新規及び変更申請等早急な申請の場合について窓口での手続きを優先いただき、申請期間に余裕がある更新申請については、「郵送で申請する」「提出日を分散して申請する」等の手続きにご協力ください。

介護人材確保に係る各種補助金について

1 介護職員就労定着支援事業補助金

市内の介護事業所において介護業務に従事する正規職員の就労及び定着のため、新規雇用された正規介護職員へ補助金を交付します。

(1) 介護職員就労事業

ア 対象者

令和6年4月1日以降に市内介護事業所へ新規雇用された正規の介護職員（事務職員は対象外。）で、市税等を滞納していない者

イ 補助金額

市内介護事業所に採用後、3か月継続雇用後に2万円

ウ 申請様式等

飯田市ホームページ ページ ID : 0063061

2 介護福祉機器等導入支援事業補助金

市内の介護事業所において介護職員の離職防止と負担軽減を図るため、介護事業所が介護福祉機器の導入に要する経費に対し、補助金を交付します。

(1) 対象となる介護福祉機器

介護事業所が導入する移動・昇降用リフト（導入前に申請した人の移動又は移乗に使用するものに限ります。）

(2) 対象補助率

対象機器導入経費の2分の1以内

(3) 補助限度額

1事業所当たり40万円

(4) 補助要件

ア 1事業所1回の申請を限度とします。

イ 他の補助金の交付を受けている場合は、対象機器導入経費からその額を除きます

(5) 申請様式等

飯田市ホームページ ページ ID : 0063060

3 飯田市介護職員研修支援補助金

介護事業所等において介護の業務に従事する職員の確保及び資質の向上を図るため、初任者研修及び養成事業研修の受講に要した費用（受講のための交通費や宿泊費は対象外で、他の制度から補助を受けた場合は、その額を除きます。）の一部について補助します。

(1) 初任者研修

ア 対象者

市内の介護事業所に3か月以上継続して就労し、介護職員初任者研修を平成31年4月1日以降に修了した市税等を滞納していない方

イ 補助金額

研修に要した費用の2分の1の額（上限35,000円）

ウ 申請様式等

飯田市ホームページ ページID：0063059

(2) 養成事業研修

ア 対象者

市長が養成事業研修（認知症介護実践者研修、認知症介護実践リーダー研修、認知症対応型サービス事業開設者研修、認知症対応型サービス事業管理者研修及び小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修）の受講にあたり、受講の必要性を認め推薦書の発行を受け、令和4年4月1日以後に養成事業研修を修了し者が就労する介護事業所等を運営する法人

イ 補助金額

研修に要した費用の全額（上限10,000円）

ウ 申請様式等

飯田市ホームページ ページID：0063059

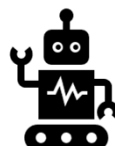
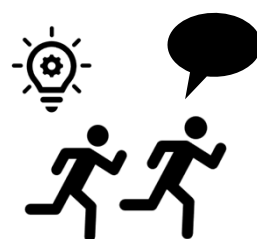
**相談・参加無料**

長野県介護・障がい福祉 生産性向上総合相談センター

生産性向上のための情報提供や専門家への取り次ぎ・連携をおこなうワンストップ型の総合相談窓口として、事業所の課題解決のサポートをおこなっております。

【対象者】 長野県内の介護または障害福祉サービス事業所等

主な支援内容

**①各種相談****②展示会
研修会****③介護ロボット
ICT機器の
試用貸出****④伴走支援**

？ 介護・障がい福祉の生産性向上とは？

業務改善やテクノロジーの導入により生まれた時間を、人材育成やご利用者との関わりに充てることで「ケアの質の向上」につなげる事を目的としています。

ご相談・問合せ先

（公財）介護労働安定センター長野支部
TEL:026-232-0898 FAX:026-232-0906
長野県長野市南県町1082 ND南県町ビル5階



ホームページ



相談申込

主な支援内容



① 各種相談

業務改善やテクノロジー活用に関する相談に対応し、専門の機関・アドバイザーへのお取次ぎをします。



② 展示会・研修会

生産性向上の取り組みに関する研修会の開催、介護ロボットや機器の展示を実施します。



③ 介護ロボット ICT機器の試用貸出

ロボットや機器の試用を希望する事業所を開発企業へお取次ぎします。



④ 伴走支援

生産性向上に向けた業務内容の見直しやテクノロジー導入等に係る専門家を派遣し継続的な支援を行います。

ご相談・問合せ先

住所	〒380-0836 長野県長野市南県町1082 ND南県町ビル5階
連絡先	TEL: 026-232-0898 FAX: 026-232-0906
ホームページ	https://www.kaigo-center.or.jp/shibu/nagano/ メールでのお問合せはページ内「お問い合わせフォーム」からお願いいたします。
営業日	平日 8:30~17:00 ※土日祝日はお休み
交通機関	・長野駅から徒歩 約15分 ・アルピコ交通県庁前バス停より徒歩 約5分 ※駐車場はございませんので近隣の有料駐車場をご利用ください。

介護ロボットの試用貸出 を利用してみませんか？

～介護現場の生産性向上を目指して～

介護ロボットの試用貸出とは？

本事業では介護現場からの「介護ロボットを試しに使ってみたい!」といったご要望にお応えして、試用貸出のご相談や試用貸出企業への取り次ぎを行います。

「どの介護ロボットが自施設に合っているか分からない」、「介護ロボットをどのように活用すればよいか分からない」とお困りの場合でも、介護施設等の課題等に応じた介護ロボットを選定するお手伝いを行うことが可能です。

①

相談窓口へ
問い合わせ・相談



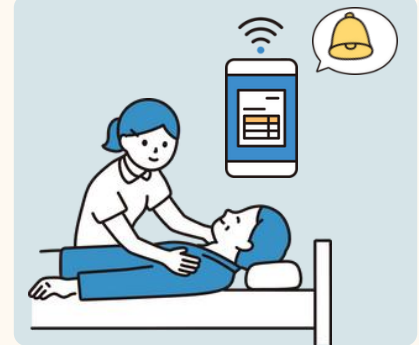
②

試用貸出リストから
選定・申し込み



③

試用貸出企業との
日程調整・試用貸出開始



- ・ 試用貸出期間は2週間から1か月です。
- ・ 基本的に申込者の費用負担はありません。
- ・ 試用貸出中の事故・トラブル等に備えて、民間の賠償責任保険への加入や使用状況の記録等の詳細について介護施設等と開発企業等で直接取り決めていただきますようお願いいたします。

試用貸出のご相談・お問い合わせ

長野県介護・障がい福祉生産性向上総合相談センター

所在地：長野県長野市南県町1082 ND南県町ビル5階

TEL：026-232-0898

URL：<https://www.kaigo-center.or.jp/shibu/nagano/index.html>

介護生産性向上総合相談センターが設置されている都道府県の事業所の方は、地域の介護生産性向上総合相談センターへお問い合わせください。介護生産性向上総合相談センターの連絡先は、本事業のホームページからご覧頂けます。

介護生産性向上総合相談センターは、厚生労働省が取り組む介護生産性向上推進総合事業のもと、都道府県が主体となり生産性向上や人材確保に関するワンストップ窓口として、設置されております。



7 介第 1224 号
令和 8 年(2026 年) 3 月 27 日

介護サービス事業者
介護保険施設開設者 様

長野県健康福祉部介護支援課長

長野県介護分野の職員の賃上げ等支援事業補助金に係る計画書の提出について（通知）

国の「強い経済」を実現する総合経済対策（令和 7 年 11 月 21 日閣議決定）に基づき、令和 8 年度介護報酬改定を待たずに、介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善の支援を行うため、標記事業を実施します。

つきましては、申請方法及び計画書の様式等について下記のとおりとしていますので、補助金の交付を希望する場合は期日までに提出していただくようお願いします。

記

1. 長野県介護分野の職員の賃上げ等支援事業補助金について

(1) 申請期限【厳守】

令和 8 年 4 月 27 日（月）まで 【受付期間：3 月 30 日（月）～4 月 27 日（月）】

・受付期間前及び申請期限を過ぎた場合は一切、受付できませんのでご注意ください。

(2) 計画書様式等

様式等は以下の長野県ホームページに掲載しています。

「長野県介護分野の職員の賃上げ等支援事業補助金について」

ホーム > 県政情報・統計 > 組織・行財政 > 組織・職員 > 長野県の組織一覧（本庁）

> 介護支援課紹介 > 長野県介護分野の職員の賃上げ等支援事業補助金について

<https://www.pref.nagano.lg.jp/kaigo-shien/chinage20260105.html>

※提出にあたっては、『計画書（長野県介護分野の職員の賃上げ等支援事業補助金）』を使用してください。

※基本情報入力シート of 項目 1 「提出先に関する情報」で提出先に都道府県名（長野県）を入力してください。

(3) 申請方法【電子申請のみ（郵送、メール、FAX 不可）】

以下の URL の申請フォームから手続きしてください。

【申請フォーム URL】

<https://6ab0a9d6.form.kintoneapp.com/public/nagano-kaigohokennjigyou1-chinage>

※申請にあたっては、長野県ホームページを事前に必ずご確認ください。

※上記申請フォームに必要書類を添付して提出していただくことになります。

(4) 留意事項

・補助金申請は法人単位でお願いします。

- ・本補助金の申請受付は長野県のみです。市町村において申請受付はできませんのでご注意ください。中核市（長野市・松本市）所在の事業所や市町村指定サービスであっても、申請先は長野県となります。
- ・委任払を希望する場合は、委任状（委任者の押印が必要）の原本が必要です。「2.申請等に関する問合せ先」に記載の委託先住所に郵送してください。

2. 申請等に関する問合せ先

申請等にあたりご不明な点等がある場合は、下欄の連絡先までお問合せ願います。

【介護分野における賃上げ等及びサービス継続支援事業実施業務】事務局

電話番号：050-3816-4139（受付時間：9:00～17:00）

※3/30（月）9:00 受付開始

※土日祝日、年末年始は除く（12/28～1/3）

メールアドレス：naganoken_keizokushien@nta.co.jp

委任状送付先

宛名：介護分野における賃上げ等及びサービス継続支援事業実施業務 事務局

住所：〒380-0821

長野県長野市上千歳町 1137-23 リアライズ長野ビル2階

（日本旅行長野支店入居ビル内）

※ 本事業は株式会社日本旅行長野支店に委託して実施しています。

なお、本事業における厚生労働省コールセンターは下記のとおりです。

電話番号：050-3733-0222（受付時間：9:00～18:00（土日含む））

3. 今後のスケジュールについて（予定）

交付決定：R 8. 6月頃

概算払：R 8. 6月～7月頃（希望者）

実績報告：R 8. 12月末

精算払：R 9. 2月頃（概算払をしなかった者）

※申請等に関するご質問等は、上記2の連絡先にお問合せ願います。

（問合せ先）

担当 介護支援課サービス係 岩井 酒井 野々山

電話：026-235-7121

FAX：026-235-7394

電子メール：kaigo-shien-s@pref.nagano.lg.jp

【別紙13】

事務連絡
令和8年4月1日

関連団体・関連事業者 御中

環境省大臣官房環境保健部企画課熱中症対策室
厚生労働省健康・生活衛生局健康課
厚生労働省医薬局総務課
厚生労働省社会・援護局地域福祉課
厚生労働省老健局高齢者支援課
厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課
厚生労働省老健局老人保健課

熱中症対策のための高齢者への見守り・声かけについて（協力依頼）

平素より、熱中症対策の推進に格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

気候変動の影響により、国内の熱中症による死亡者数は非常に多くなっており、また、今後、地球温暖化が進行すれば、熱中症による被害が更に増加するおそれがあります。こうした状況を踏まえ、熱中症対策を一層強化するため、気候変動適応法（平成30年法律第50号）が令和5年4月に改正され、令和6年4月に全面施行されました（気候変動適応法及び独立行政法人環境再生保全機構法の一部を改正する法律（令和5年法律第23号）。【参考1】参照）。

政府においては、「熱中症対策実行計画」（令和5年5月30日閣議決定）【参考2】に基づき、令和7年度「熱中症予防強化キャンペーン」を通じて、政府一体となった普及啓発を実施しています。これに関しては、「令和7年度における熱中症対策について（協力依頼）」（令和7年4月1日環境省ほか関係府省庁連名事務連絡）【参考3】において、各関連団体・各関連民間事業者に対して熱中症対策の強化への協力を依頼したところです。

その上で、特に高齢者に対しては、その特性を踏まえて、なお一層の熱中症予防を行う必要があります。このため、下記の内容を踏まえて、高齢者に対する熱中症予防行動の声かけ等に御協力いただきますようお願いいたします。

記

1. 高齢者の特性を踏まえた熱中症予防

一般的に高齢者は、以下の様に、熱中症になりやすい身体的特性があることが知られています。

<高齢者が熱中症になりやすい理由>

- ・「暑い」と感じにくくなる
- ・行動性体温調節が鈍る
- ・発汗量・皮膚血流量の増加が遅れる
- ・発汗量・皮膚血流量が減少する
- ・体内の水分量が減少する
- ・のどの渇きを感じにくくなる

実際に、総務省消防庁や厚生労働省の調査結果によると、熱中症による救急搬送者や死亡者の多くは、高齢者となっています。

これらを踏まえ、特に高齢者に対しては、その特性を踏まえて、熱中症予防行動の呼びかけを行うことが重要です。

<全ての方に対する熱中症予防行動の呼びかけの例>

- ・こまめに水分・塩分補給をしましょう
- ・暑さ指数を確認しましょう
- ・適切にエアコンを使用しましょう
- ・周囲の方に見守り・声かけをしましょう

<高齢者の特性を踏まえた熱中症予防行動の呼びかけの例>

- ・のどが渇かなくても、早め早めに水分や塩分を補給しましょう
- ・高血圧症や糖尿病などの持病があり治療中の方は、水分や塩分の摂取に関してかかりつけ医や主治医と予め相談しましょう
- ・高齢者は、暑さを感じにくいため、WBGT計や温湿度計などを用いて、室内温度を一定に保つようにしましょう
- ・エアコンを積極的に使用しましょう。その際、直接肌に風が当たらないようにしましょう
- ・日常的に運動している高齢者は発汗量が多いことが知られています。このため、無理のない範囲で、1日1回汗をかく運動を行うよう心がけましょう
- ・高齢者の世話をする周囲の人は、高齢者の体調（元気か、食欲はあるか、熱はないか、脇の下・口腔の乾燥具合）、具合（体重、血圧の変化、心拍数、体温）、環境（世話をする人がいない間の過ごし方、部屋の温度や湿度、風通し、換気、日当たり）のそれぞれが適しているかどうかを確認・サポートしましょう

2. 高齢者への見守り・声かけ等について

高齢者の世話をする方、家族に高齢者がいる方、その他一般の方、いずれについても、周囲にいる高齢者に対して、こまめに見守り・声かけ等を行っていただくようお願いいたします。なお、政府・関係省庁では、それぞれ熱中症予防に資する様々なリーフレットなどを作成していますので、各関連団体・各関連事業者におかれましては、適宜、御活用ください【参考4】。

【参考 1】改正気候変動適応法の概要

https://www.wbgt.env.go.jp/pdf/doc_ccaa/20230512_000189197.pdf

【参考 2】熱中症対策実行計画(令和 5 年 5 月 30 日閣議決定) (抄)

https://www.wbgt.env.go.jp/pdf/rma_doc/20230530/ap_main.pdf

第 1 章 熱中症対策に関する施策の基本的方向

3. 関係者の基本的役割

(3) 事業者の基本的役割

事業者は、自らの事業活動を行うに際して、国民や消費者等における熱中症予防につながる活動を行うよう努めるとともに、その事業活動に従事する労働者の熱中症を防止等するため、必要な措置を講じる。また、国及び地方公共団体が実施する熱中症に関する施策に協力し、連携するよう努める。

第 2 章 熱中症対策の具体的な施策

2. 熱中症弱者のための熱中症対策

熱中症による死亡者の多くが高齢者である大きな要因として、高齢者が暑さや喉の渇きを感じにくい上に、汗をかきにくく、体温を下げる体の反応が弱くなることがあるため、自覚がないまま熱中症にかかる危険性が高いことがある。熱中症弱者については、それぞれの特徴や生活環境に応じた対策を講じていく。その際、自助で熱中症予防行動をとることが基本であるが、これが難しい場合もあることから、家族や周囲の人々による見守りや声かけ等の共助や公助が重要である。

【具体的な施策】

- 高齢者に熱中症予防を呼びかけるリーフレット等を作成し、様々なルートを通じて周知する。＜消防庁、厚生労働省、環境省＞
- 熱中症弱者に対して熱中症予防のための見守りや声かけが恒常的に行われる地域コミュニティが形成されるよう、地方公共団体の取組を支援する。＜内閣官房、厚生労働省、環境省＞
- エアコン利用の有効性や熱中症を予防するためには適切なエアコン利用が重要であること、効率的なエアコンの利用方法について、高齢者に対する周知を強化する。＜厚生労働省、環境省＞
- 改正気候変動適応法に基づく熱中症対策普及団体(以下「熱中症対策普及団体」という。)や、その他の福祉等関係団体、孤独・孤立対策に取り組む関係団体に対して、熱中症弱者の見守りや熱中症予防行動の呼びかけ活動を依頼する。＜内閣官房、厚生労働省、環境省＞
- こどもの事故防止ハンドブック等を通じ、注意喚起及び啓発を推進する。＜こども家庭

庁>

- 生活保護世帯におけるエアコン購入費用に関する取扱いについて周知する。<厚生労働省>
- 障害の特性に応じた障害者向けの熱中症予防リーフレットを作成し、周知する。<厚生労働省>
- 熱中症予防行動等に関して、地方公共団体や熱中症対策普及団体等に対する研修を行う。<環境省>
- 様々な情報伝達手段を活用して、熱中症弱者等へ情報提供を行うよう、地方公共団体に対して周知する。<消防庁、環境省>

【参考3】熱中症予防強化キャンペーンにおけるポスター、リーフレット等

- 熱中症環境保健マニュアル（環境省 2022年改訂）
https://www.wbgt.env.go.jp/heatillness_manual.php
- 熱中症環境保健マニュアル ～総論～（2025年7月版）
https://www.wbgt.env.go.jp/heatillness_manual_ov.php
- ポスター、リーフレット等は以下のサイトから御利用いただけます。
https://www.wbgt.env.go.jp/heatillness_pr.php#manual
 - ・熱中症予防行動／ポスター
 - ・熱中症警戒アラート全国運用中／リーフレット
 - ・熱中症が増えています／リーフレット
 - ・高齢者のための熱中症対策／リーフレット
 - ・災害時の熱中症予防／リーフレット
- 救急搬送状況、熱中症予防啓発コンテンツ（消防庁）
<https://www.fdma.go.jp/disaster/heatstroke/post3.html#heatstroke04>
 - ・熱中症予防啓発ポスター
 - ・予防啓発ビデオ
 - ・熱中症対策リーフレット
 - ・訪日外国人のための救急車利用ガイド
- 学校教育活動における熱中症事故対策に関する情報（文部科学省）
<https://anzenkyouiku.mext.go.jp/heatillness/index.html>
- 熱中症予防のための情報・資料サイト（厚生労働省）
https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/nettyuu/nettyuu_taisaku/
- 職場における熱中症予防情報（厚生労働省）
<https://neccyusho.mhlw.go.jp/>

○農作業時の熱中症対策に関する情報（農林水産省）

https://www.maff.go.jp/j/seisan/sien/sizai/s_kikaika/anzen/nechu.html

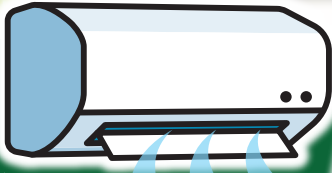
- ・熱中症等対策テキスト／テキスト
- ・農作業中の熱中症を予防しましょう!!／チラシ
- ・熱中症対策関係情報集／パンフレット
- ・熱中症対策ポスター／ポスター

○熱中症に関連する気象情報（気象庁）

<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kurashi/netsu.html>

高齢者のための熱中症対策

熱中症の予防には、水分補給と暑さを避けることが大切です



部屋の中でも注意が必要です

エアコンを上手に使いましょう

熱中症は、室内や夜間でも多く発生しています。節電にも配慮して適切にエアコンを使いましょう。

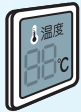
また、エアコン使用中もこまめに換気をしましょう。

節電 こまめにフィルターのお手入れをする
2週間に1回を目安にしましょう

節電 適切な室温設定

節電 すだれやカーテンを活用し直射日光を遮る

温度・暑さ指数を確認する



暑いからエアコンつけてね!

換気 換気をして屋外の涼しい空気を入れる

換気 窓とドアなど2カ所を開ける

換気 扇風機や換気扇を併用する

長時間、風が体に直接あたらないように注意しましょう

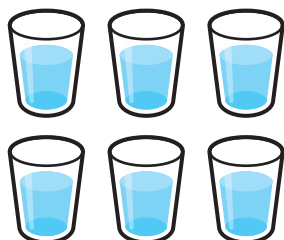
節電 クールビズを取り入れる

節電 複数台の使用を避け、一部屋に集まるなど工夫する

さらに 気をつけるべきポイント

のどが渇いていなくても **こまめに水分・塩分を補給**しましょう

1日あたり
1.2L(リットル)を
目安に



コップ約6杯

- 1時間ごとにコップ1杯
- 入浴前後や起床後もまず水分・塩分補給を



※水分や塩分の摂取量は
かかりつけ医の指示に従いましょう。



！ 高齢者は特に注意が必要です

1 体内の水分が不足しがちです

高齢者は若年者よりも体内の水分量が少ない上、体の老廃物を排出する際にたくさんの尿を必要とします。

2 暑さに対する感覚機能が低下しています

加齢により、暑さやのどの渇きに対する感覚が鈍くなります。

3 暑さに対する体の調節機能が低下します

高齢者は体に熱がたまりやすく、暑い時には若年者よりも循環器系への負担が大きくなります。

※心臓や腎臓の悪い方や持病をお持ちの方は、かかりつけの医師にご相談下さい。

● 東京都23区における熱中症死亡者の状況(令和3年夏)

※計39人(速報値)のうち

約8割は65歳以上の高齢者

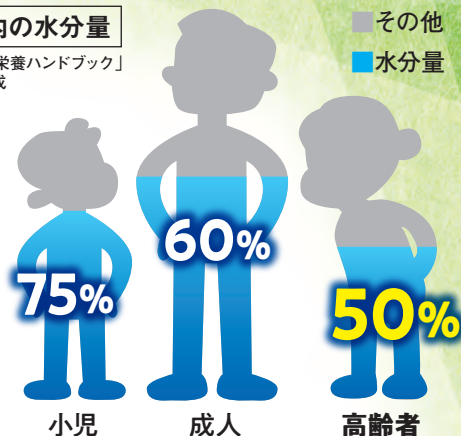
屋内での死亡者のうち 約9割は
エアコンを使用していなかった

体内の水分量

「輸液・栄養ハンドブック」
より作成

■ その他

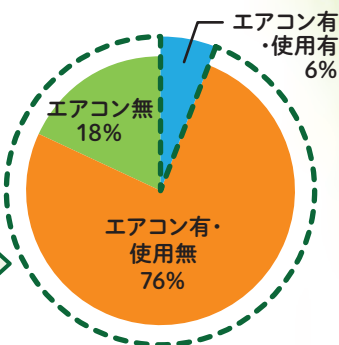
■ 水分量



エアコン設置有無・
使用状況別

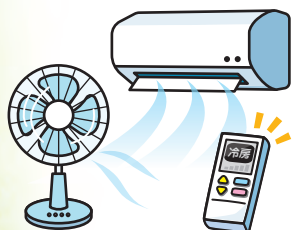
出典：東京都監察医務院

■ エアコン有 + 使用有
■ エアコン有 + 使用無
■ エアコン無

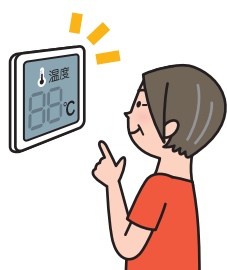


☑ 予防法ができているかをチェックしましょう

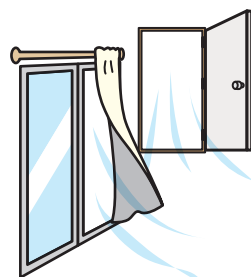
エアコン・
扇風機を上手に
使用している



部屋の温度を
測っている



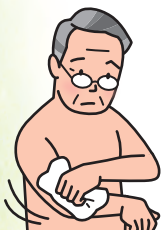
部屋の風通しを
良くしている



こまめに
水分・塩分を補給
している



シャワーや
タオルで体を
冷やす



暑い時は
無理をしない



涼しい服装をしている
外出時には日傘、帽子



涼しい場所・
施設を利用する



緊急時・困った
時の連絡先を
確認している



熱中症予防情報サイト

環境省 熱中症予防情報サイトからの情報をチェック! ▶▶ <https://www.wbgt.env.go.jp/>

環境省では、暑さ指数(WBGT)の情報提供を行っております。令和3年度より全国展開している熱中症警戒アラートおよび、暑さ指数のメール配信等をご活用ください。

「熱中症警戒アラート」は環境省のLINE公式アカウントで確認することができます▶▶



友達追加はこちら

各都道府県介護保険担当課（室）

各市町村介護保険担当課（室）

各介護保険関係団体 御中

← 厚生労働省 老健局老人保健課

介護保険最新情報

今回の内容

LIFE の厚生労働省から公益社団法人国民保険中央会
への移管に伴い事業所・施設で必要な対応について

計8枚（本紙を除く）

＜抜粋＞

Vol.1495

令和8年4月21日

厚生労働省老健局老人保健課

【 貴関係諸団体に速やかに送信いただきますよう
よろしく願いいたします。 】

連絡先 TEL：03-5253-1111（内線3944、3945）
FAX：03-3595-4010

事務連絡
令和8年4月21日

各 { 都道府県介護保険主管課（室）
市町村介護保険担当課（室）
介護保険関係団体 } 御中

厚生労働省老健局老人保健課
高齢者支援課
認知症施策・地域介護推進課

LIFE の厚生労働省から公益社団法人国民保険中央会への移管に伴い事業所・施設
で必要な対応について

介護保険行政の円滑な実施につきましては、日頃から御尽力賜り、厚く御礼申し上げます。

令和8年4月から介護情報基盤の稼働が開始したことに伴い、科学的介護情報システム（以下「LIFE」という。）については、令和8年5月11日から公益社団法人国民健康保険中央会において運用されることとなります。

つきましては、運営主体の移管に伴い事業所・施設で必要となる対応について、下記のとおりお示しするとともに、LIFE に様式情報の提出が必要な加算（以下「LIFE 関連加算」という。）に関する令和8年5月以降の取扱いについて、別添のとおりQ&Aを送付します。

各都道府県・市区町村におかれましては、内容を御了知の上、管下事業所等への周知を徹底し、その取扱いに当たっては遺漏なきようお願いいたします。また、介護保険関係団体におかれましては、会員事業所等への周知についてご協力を賜りますようお願いいたします。

記

1. 事業所・施設において必要な作業等について

現在、厚生労働省が運用している LIFE（以下「厚労省運用 LIFE」という。）を利用している事業所・施設は、LIFE 関連加算を継続して算定するためには、令和 8 年 5 月 11 日から令和 8 年 7 月 31 日までの期間（以下「移行期間」という。）に、公益社団法人国民健康保険中央会が運用する LIFE（以下「国保中央会運用 LIFE」という。）への移行作業が必要です。

令和 8 年 5 月サービス提供分以降の LIFE への様式情報の提出は、原則、国保中央会運用 LIFE への移行を完了した上で、国保中央会運用 LIFE に提出をお願いします。この場合においては、国保中央会運用 LIFE に利用者情報の登録が必要であるため、御留意願います。

ただし、移行期間において、国保中央会運用 LIFE への移行が完了していない事業所・施設は、厚労省運用 LIFE へ様式情報の提出を行っても差し支えないこととします。

具体的な作業内容は、下記リンク先のマニュアル一覧に掲載しております「移行ガイド」を参照ください。

- ・マニュアル一覧 URL

<https://life-web.mhlw.go.jp/help>

2. LIFE への新規利用申請期間について

厚労省運用 LIFE への新規利用申請は令和 8 年 4 月 22 日 19:00 までに限り受け付けています。

以降の新規利用申請は、令和 8 年 5 月 11 日から国保中央会運用 LIFE において受け付けます。

- ・国保中央会運用 LIFE の新規利用申請受付開始予定日時

令和 8 年 5 月 11 日（月） 午前 9:00 頃

- ・国保中央会運用 LIFE アクセス先 URL

<https://top.life-kkh.jp/>

3. 問い合わせ先について

本事務連絡の内容についてお問い合わせがございましたら、厚労省運用 LIFE の「お問い合わせの方へ」からヘルプデスクへご連絡をお願いします。当該ヘルプデスクへのお問い合わせは令和 8 年 7 月 31 日まで受け付けております。

【お問い合わせ先】
<本事務連絡全般について>

- ・厚労省運用 LIFE ヘルプデスク

<https://life-web.mhlw.go.jp/common-inquiry>



移行作業後、又は令和 8 年 8 月 1 日以降のお問い合わせにつきましては国保中央会運用 LIFE の「お問い合わせの方へ」からヘルプデスクへご連絡をお願いします。

【お問い合わせ先】
<移行作業後の事業所・施設、令和 8 年 8 月 1 日以降>

- ・国保中央会運用 LIFE ヘルプデスク

<https://top.life-kkh.jp/common-inquiry>





令和8年度 市民後見人養成講座



飯田市社会福祉協議会では、誰もが住み慣れた地域で安心した生活が送れるように地域福祉の観点から、社会貢献に意欲をお持ちの方を対象に、同じ市民目線からその方らしい生活が送れるよう、後見活動を担ってもらう「市民後見人養成講座」を開催します。この講座では、認知症や障がい、成年後見制度、福祉諸制度、現役の市民後見人の話を通じて、市民後見人として活動するうえで必要な知識を深めていただきます。



受講期間 受講方法

- ・ 令和8年5月中旬～8月上旬まで
- ・ オンデマンド教材視聴、参集形式スクーリングおよびレポート等

募集人数 受講料

- ・ 10人程度
- ・ 受講料：無料

申込期間

- ・ 令和8年5月8日（金）

必要な資格などはありません。
支援を必要とする方の暮らしを守る市民後見人として
あなたも活躍してみませんか。

市民後見人養成講座の流れ(予定)

1回目：令和8年5月22日(金)

- 【受講時間】午後1時30分から午後4時30分まで
- ・開校式
(自己紹介や成年後見支援センターの紹介など)
 - ・講義①：市民後見人の理念と役割を理解する
【現役市民後見人による活動報告等】
 - ・オリエンテーション
(受講方法について、今後の学習の進め方について案内します)

3回目：令和8年7月17日(金)

- 【受講時間】午後1時30分から午後3時30分まで
- ・事例検討を通して後見実務を実際に学んでみましょう！
(グループワーク120分)
- 【いいだ成年後見支援センター職員】

2回目：令和8年6月19日(金)

- 【受講時間】午後1時30分から午後4時30分まで
- ・講義①：家庭裁判所の役割を理解する
【長野家裁飯田支部書記官】
 - ・講義②：意思決定支援について理解する
【いいだ成年後見支援センター職員】

4回目：令和8年8月7日(金)

- 【受講時間】午後1時30分から午後5時まで
- ・講義①：後見活動の実際を学ぶ
【行政書士】
 - ・講義②：事務報告書の作り方や制度について
実際に学んでみましょう！
【いいだ成年後見支援センター職員】
 - ・閉校式
(修了証授与、広報掲載用記念写真撮影など)

【前期】開校式後から2回目参集 前日まで

- ・2回目参集前日までにオンデマンド教材を視聴し、学習を進めます。
- ①市民後見概論 (82分)
 - ②成年後見制度概論 (41分)
 - ③法定後見制度 (62分)
 - ④任意後見制度 (34分)
 - ⑤成年後見制度利用促進 (15分)

【後期】2回目参集後から3回目 参集前日まで

- ・3回目参集前日までにオンデマンド教材を視聴し、学習を進めます。
- ⑥認知症の理解 (64分)
 - ⑦障害者の理解「精神障害の特性」(70分)
 - ⑧障害者の理解「知的障害の特性」(32分)
 - ⑨意思決定支援 (122分)

その他

養成講座では新しい発見と出会いがあなたを待っています。地域の方がその人らしく安心して暮らしていけるように市民後見人として活躍してみませんか。沢山の方の応募をお待ちしています！

お申込み

飯田市社会福祉協議会
いいだ成年後見支援センター

【受付時間】月～金曜日 8：30～17：30 (土日祝をのぞく)

☎ 0265-53-3187

〒395-0024
長野県飯田市東栄町3108番地1 さんとびあ飯田2階
担当：小野寺・河井